

# 白馬村公共下水道事業 受益者負担金事務改善報告書

平成26年3月

 白馬村

# 目 次

はじめに	1
第1 本村の公共下水道事業	2
1 事業の導入経過	2
2 事業の概要	5
3 受益者負担金制度	9
4 加入分担金制度	12
5 職員配置と事務分掌	14
6 事業推進の問題点	15
第2 検証結果と改善の方向	18
1 賦課に関する事	18
(1) 賦課手続き	18
(2) 減 免	23
2 徴収に関する事	27
(1) 徴収権の消滅時効	27
(2) 徴収猶予	31
(3) 前納報奨金制度	37
(4) 督 促	42
(5) 催 告	46
(6) 延滞金と督促手数料	48
(7) 滞納処分	51
(8) 不納欠損処分	54
3 土地の管理に関する事	59
(1) 下水道台帳の管理	59
4 その他	62
(1) 決算数値	62
(2) 加入分担金賦課	67
第3 再発防止に向けた組織づくり	72
個別調査報告書	76

## はじめに

平成 24 年度に発覚しました公共下水道事業受益者負担金における時効消滅問題では、受益者を始め村民の皆様のご信用を大きく失墜させてしまいました。不適切な事務処理は、これまで職員が築き上げてきた村民との信頼関係を一瞬にして失わせるものであり、事務の管理・執行における最終責任者として心よりお詫びを申し上げます。

村では今年度、この下水道事業受益者負担金問題に関する住民監査請求の監査結果に伴う勧告、あるいは白馬村議会公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の報告を真摯に受け止め、過去の事務処理の状況調査と業務の総点検を行うために、従来の建設水道課を上下水道課と建設課に分課して課長を専任化するとともに、上下水道課に受益者負担金調査係長を 1 名配置して対応して参りました。

また、平成 24 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算では、時効消滅した受益者負担金 1 億 500 万円余りを不納欠損額として計上することになったことから、平成 25 年 9 月議会定例会決算特別委員会では、決算の認定に付帯決議がなされました。この付帯決議では、「下水道受益者負担金問題について職員全員にこれを認識させ、村として、この一連の経過を風化させないようにするために、下水道事業計画からのすべての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること。それとともに様々な見地から具体的な再発防止策を速やかに立てること。」と要請がありました。

本報告書は、決算認定の付帯決議を尊重し、一連の調査結果と事務処理の検証結果をまとめ、それらを踏まえて再発防止のための改善策を示すものであります。また、報告書の策定過程では、職員や議員の皆様から報告書案に対するご意見を頂戴し、それらの意見を有効に反映いたしました。

信頼回復への道のりは決して容易ではありませんが、一日も早く村民の皆様からの信用と信頼が回復できますように、全ての職員が本報告書で示す「再発防止のための改善策」に全力で取り組み、二度とこのような問題を起こさないという決意を込めて報告するものです。

平成 26 年 3 月

白馬村長 太田 紘 悠

## 第 1 本村の公共下水道事業

### 1 事業の導入経過

本村の公共下水道事業導入までの経過は次のとおりである。

昭和 5 4 年	公共下水道事業基本計画策定 目標の計画年次を 2 0 年後の昭和 7 5 年とする（平成 1 2 年）。
昭和 5 9 年	白馬村全世帯に対して下水道整備アンケートを実施 8 0 % 以上が整備を必要とするという強い要望を受け、事業実施に向けて検討開始
昭和 6 2 年 5 月 3 1 日	下水道基礎調査のための業者選定を行い、委託先を日本下水道公団とする。
昭和 6 2 年 6 月 2 6 日	第 2 回定例会において、下水道特別委員会・オリンピック招致特別委員会を設置
昭和 6 3 年 2 月 2 7 日 ～ 2 8 日	国道 1 4 8 号、青具神城停車場線で日帰り観光客実態調査を実施
昭和 6 3 年 4 月 2 1 日	白馬村公共下水道計画基礎調査を報告（議会特別委員会にて）

#### ■報告の要旨

豊かな自然環境に恵まれた本村は、日本でも有数のスキー場を擁すると共に、テニス、アーチェリー等のスポーツ施設も整備され、冬のスキー及び夏のスポーツ、避暑にと毎年 300 万人もの観光客が訪れる観光都市として発展してきた。中央自動車道の松本、豊科への延伸をはじめとするモーターレーゼーションの発達や、週休 2 日制の浸透に伴う余暇時間の活用等の社会情勢の変化に呼応して、本村は観光都市としての性格を色濃くしてきている。1 9 9 8 年冬季オリンピック長野大会の招致が決定すれば、さらにその傾向に拍車がかかることが予想される。国際都市白馬として発展するためには、道路交通網の整備のみならず、ごみ、し尿、上水道等の生活環境整備を重点的に図る必要があり、なかでも下水道は必要不可欠な施設である。下水道は、宿泊施設のみを対象とするのではなく、広く全村民が快適な生活を送る上でのシビルミニマムとして位置づけられ、その整備によって、恵まれた自然環境を後世に残していくことも可能となる。との理念から、①調査資料の収集と整理 ②下水道計画区域の決定 ③下水道計画人口の設定 ④下水道計画汚水量の設定等の作業を行い基礎調査の内容を報告した。

昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 白馬村公共下水道整備計画（案）を議会特別委員会に提示

■計画（案）の概要

整備計画	第 1 期	平成元年～7 年	（7 年間）
	第 2 期	平成 8 年～13 年	（6 年間）
	第 3 期	平成 14 年～17 年	（4 年間）
整備区域	第 1 期	八方区域	82 ha
	第 2 期	八方区域	93 ha 岩岳区域 10 ha
	第 3 期	八方区域	50 ha 岩岳区域 50 ha

八方区域の幹線を主に整備し、その後、面整備を重点的に行うとした。

昭和 6 3 年 7 月 7 日 日本下水道公団と基本計画委託協定を締結  
基本計画対象整備区域 620ha

昭和 6 3 年 1 2 月 1 6 日 終末処理場建設予定地地元説明会を大出基幹センターで開催

平成 元年 8 月 3 日 都市計画法計画策定 白馬村告示第 7 号  
分流式単独公共下水道として都市計画事業の計画策定

平成 元年 1 1 月 2 4 日 下水道法事業認可取得（長野県指令元下第 109 号）

■公共下水道計画

項 目		全体計画	事業認可
計画目標年次		平成 22 年度	（第 1 期）8 年度
行政人口		1 2, 2 0 0 人	9, 5 0 0 人
観光人口		8 5, 0 0 0 人	6 7, 1 0 0 人
計 画 区 域	北部地区	1 3 7 ha	—
	中部地区	3 4 6 ha	9 8 ha
	南部地区	2 3 4 ha	—
	計	7 1 7 ha	9 8 ha
計 画 人 口	北部地区	1, 6 0 0 人	—
	中部地区	6, 4 0 0 人	2, 0 0 0 人
	南部地区	2, 7 0 0 人	—
	計	1 0, 7 0 0 人	2, 0 0 0 人

事業費 4 0 億 1 千万円

## 第1 本村の公共下水道事業

---

平成 元年 12月 11日 都市計画法事業認可取得（長野県告示 856 号）  
これにより用地取得を行い 39,877 m<sup>2</sup>を確保  
終末処理場の計画設計を日本下水道公団に委託  
処理場の名称を「白馬村浄化センター」とする。  
終末処理場用地 地権者 21 名  
買収面積 39,877.91 m<sup>2</sup> 買収金額 377,575,850 円

平成 2年 3月 16日 議会下水道特別委員会

①平成元年度事業報告  
終末処理場用地取得、事業計画策定、浄化センター実施設計を  
64,228,200 円で日本下水道公団に委託

②平成2年度事業計画  
予算総額 528,005 千円  
水処理施設工事、白馬町管渠工事等

平成 2年 6月 29日 公共下水道白馬村浄化センター建設工事契約締結 議決  
契約額 1,087,000 千円  
契約の相手方 日本下水道事業団

### ■工事内容

処理能力 2,300 m<sup>3</sup>のオキシデーションディッチ槽 1 槽  
最終沈澱池 2 池  
塩素接触タンク  
汚泥処理棟 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階

平成 2年 10月 4日 公共下水道白馬村浄化センター起工式

平成 4年 6月 30日 第2回定例会 白馬村公共下水道条例他関係条例を制定

平成 5年 8月 2日 白馬村浄化センター竣工  
白馬村浄化センター稼働、一部地域供用開始

平成 6年 4月 1日 平成6年度より受益者負担金賦課徴収を開始  
公共下水道通水式

平成 8年 10月 25日 管理棟竣工

## 2 事業の概要

本村の公共下水道事業の事業概要は次のとおりである。

- (1) 昭和 54 年度 事業基本計画策定
- (2) 昭和 59 年度 全村民に対し整備計画についてのアンケート実施
- (3) 昭和 62 年度 基礎調査実施
- (4) 昭和 63 年度 整備計画策定
- (5) 平成元年度 当初事業認可取得、事業着手
- (6) 事業の経過と計画

### ①第 1 期計画実施

事業年度	整備区域	認可面積	計画事業費
平成元～6 年度	大出、白馬町、八方口、 八方	98ha (累計 98ha)	40 億 1 千万円

### ②第 2 期計画実施

事業年度	整備区域	認可面積	計画事業費
平成 7～10 年度	瑞穂、和田野、深空、 新田、森上、飯森、 飯田	151ha (累計 249ha)	67 億 4 千 9 百万円

### ③第 3 期計画実施

事業年度	整備区域	認可面積	計画事業費
平成 11～17 年度	五竜、沢渡、佐野、 エコーランド、塩島、 切久保	208ha (累計 457ha)	40 億 8 千 7 百万円

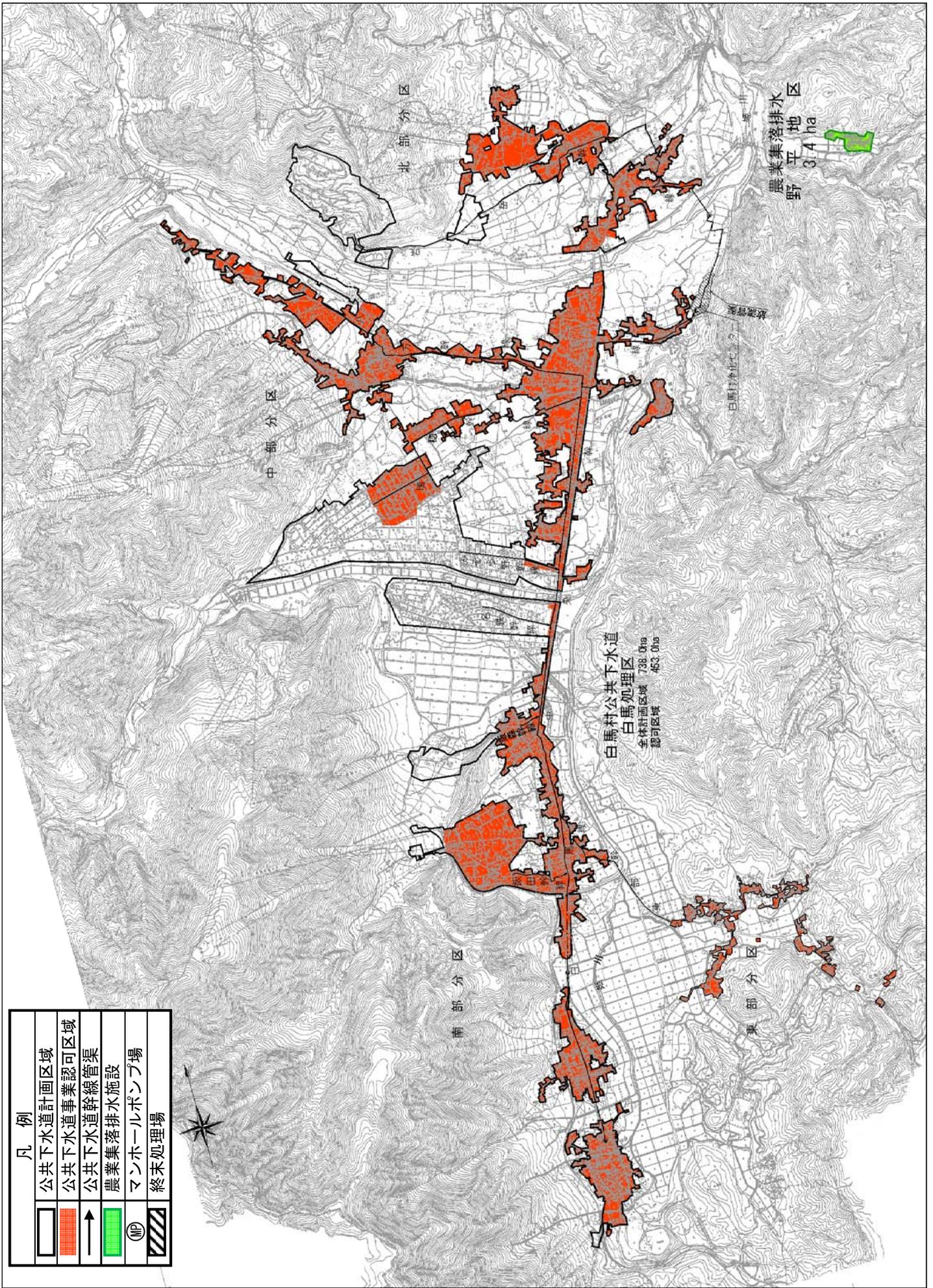
### ④第 4 期計画

事業年度	整備区域	計画面積	計画事業費
未 定	名鉄、みそら野、 どんぐり	260ha (累計 717ha)	

平成 24 年 3 月、東部農業集落排水統合による区域増加及び既認可地区の一部変更の変更認可を取得し、認可面積は 453ha となっている。

平成 17 年度に人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、事業を一旦中止したが、区域外地区の水洗化の推進を図るために合併浄化槽の補助制度を拡充した（人槽枠、対象を住宅のみから営業施設、別荘も可とした）。





凡 例	
	公共下水道計画区域
	公共下水道事業認可区域
	公共下水道幹線管渠
	農業集落排水施設
	マンホールポンプ場
	終末処理場



### 3 受益者負担金制度

都市計画事業としての公共下水道事業に係る受益者負担金制度は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条の規定に基づき、事業の実施により著しい利益（下水道整備による利便性、快適性の向上による土地の価格上昇）を受ける者に対して事業費の一部を負担させる制度であり、そもそも下水道の整備財源のうち国庫補助金及び地方債以外の部分は、適正な受益者負担金を徴収することを前提として事業の財政制度が組み立てられている。なお、受益者負担金の具体的な内容については、各自治体の条例において定められる。

#### 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

##### （受益者負担金）

第 75 条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受けるものがあるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

受益者負担金の標準的な考え方は次のとおりである（国土交通省 HP より）。

#### （1）受益者の範囲

受益者とは、下水道整備に伴う土地の資産価値の増加を「特別な利益」と考えて受益者負担金を賦課してきていることから、原則として公共下水道により下水を排除できる地域内の土地の所有者とする。ただし地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、原則としてそれぞれの地上権者、質権者、使用者又は貸借人が該当するものとする。

#### （2）受益者負担金賦課対象区域

受益者負担金の賦課対象区域は排水区域となるが、排水区域が広いために区域全体の事業が終了するまでに相当の期間を要することが予想される場合、または地形等土地の状況によって建設費が異なることが予想できる場合には、排水区域を 2 以上の複数の負担区に分割し、負担区ごとに負担金を算定している場合がある。

#### （3）負担金額の算出の考え方

負担金の総額の決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により、末端管渠整備費相当額を対象とするのが適当と考えられている。

また、個々の受益者が負担する額は、負担区の受益者負担金総額を当該負担区の総地積で除した額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を基本としている。

#### （4）全国の実施状況

①平成 7 年度受益者負担金制度新規採用都市における平均受益者負担金額は 431 円/m<sup>2</sup>となっている。

## 第 1 本村の公共下水道事業

- ②受益者負担金の徴収時期としては、下水道の供用開始年度又はその1～2年前が多数となっている。
- ③徴収方法としては3～5年の分割徴収がほとんどだが、一括納付報奨制度を設けている自治体もある。
- ④条例等により、公共用地、公用地又は公共扶助を受けている者等について減免措置を講じている自治体や、農地等については受益が顕在化していないと考えられるため徴収を猶予している例がある。

### ■白馬村では

平成4年度に「白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例」及び「白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則」を制定し、平成6年度から第1期計画区域の受益者に対して受益者負担金を賦課して徴収をしている。負担金額の算出については、全国の多くの市町村が採用している受益地の面積によって計算される方法とした。計算の根拠は、終末処理施設、排水管渠のうち、末端管渠に係る工事費を受益者に負担してもらうこととし、末端管渠整備費用（交付税算入額を除く）を受益地の面積で除した金額を1㎡当たりの単位負担金額とした。また、計画期（負担区）毎に単価設定をすると不公平なることから全地域をこの1期計画で算出した単価としている。

$$\begin{aligned} & \text{〔末端管渠整備費用額〕} \div \text{〔賦課対象面積（認可面積－道路・河川等面積）〕} \\ & = \underline{\underline{1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの単位負担金額（円/㎡）}} \end{aligned}$$

平成4年度当初算定額調書

① 末端管渠整備費用額	1,949,500,000 円
② 整備費に対する交付税算入額	953,500,000 円
③ ① - ②	996,000,000 円
④ 負担区面積	823,000 ㎡
⑤ 公道路、河川の対象面積	52,000 ㎡
⑥ ④ - ⑤	771,000 ㎡
単位負担金 = ③ / ⑥	1,292 円 ≒ 1,200 円

上記内容で平成4年3月議会定例会において議会全員協議会で説明する。  
その後、更に土地状況や事業費を精査し、末端管渠費用を8億5千万とした。

## 土地の状況

地 目		面積 (千㎡)	割合 (%)	
賦 課 対 象	宅 地	5 5 5	5 6 . 6	
	うち公共施設	6 0	6 . 1	
	農 地	田	1 6 6	1 6 . 9
		畑	7 1	7 . 3
	雑種地	9 3	9 . 5	
	山林・原野	3 3	3 . 4	
小 計		9 1 8	9 3 . 7	
道路・河川・墓地		6 2	6 . 3	
合 計		9 8 0	1 0 0 . 0	

$$\text{末端管渠費 } 850,000,000 \text{ 円} \div (980,000 \text{ m}^2 - 62,000 \text{ m}^2) = 925 \text{ 円/m}^2 \approx \underline{900 \text{ 円/m}^2}$$

900 円という単価は全国的にも高い金額で、平成 25 年度長野県内の市町村（組合）では 3 番目に高い金額である。都市部と違い集落が点在している農村部のため、末端管渠費に対して受益地面積が少ないことから、他の市町村より高い額になっている。なお、県内 51 団体中、15 団体が面積を基礎とした賦課とせずに、戸当たりの分担金制度としている。

徴収方法については、5 年 20 期の分割徴収としているが、一括納付（前納報奨金制度あり）も可能としている。また、本人申請による減免と徴収猶予制度を設け、受益者の負担の軽減を図っている。

**単価算出をした当時の背景**

当時公共下水道事業を実施している自治体は、東部町、下諏訪町や市が中心であり、本村は県内でも早い段階での着手であった。近隣市町村でもまだ計画が進んでおらず、負担金の参考になるところでは、大きな観光人口を抱える当村のような自治体はなかった。また、本村は昭和 62 年国体開催等で大きな投資をしており、起債制限比率も 16% を超え国との協議団体となっているなど、財政的に余裕のある状況ではなかった。

本村の公共下水道の計画・認可は村全体を区域とする大きなものであり、処理人口も 5 万人から 7 万人を処理するような市並みの計画であった。このような観光人口を含めての投資に当たっては、当然村民の負担が大きなものとなり、それを負担する本村としては厳しいものがあつた。このような状況下において、訴訟にも耐えられる都市計画法に基づく受益者負担金の徴収を決定し、負担金単価の算定にあたっては末端管渠費を根拠とした。

前述のように当初 1,200 円という単価も検討されたが、最終的には 900 円とし、事務は煩雑にはなるが一般家庭と営業者との差を設け、一般家庭の負担は 2 割の減免措置を講ずることとし、実質 720 円となるように負担軽減を図った。事業に対して一般会計から特別な負担を見込める状況ではないこともあり、このような単価設定とした。

### 4 加入分担金制度

平成 12 年度、当時の下水道課では増加する受益者負担金の未収金対策として、受益者負担金賦課方法の見直しを検討し条例改正や規則の制定を行った。

#### (1) 検討経過

都市計画法第 75 条に規定する受益者負担金は、下水道に接続するか否かを問わず、下水道整備により土地の価値が上がることを理由に、巨額な費用が必要となる下水道建設費の一部を受益者に負担させることを目的としている。しかし、このことはなかなか理解が得られず、下水道に接続する建築物がある土地に対してだけ賦課されるとか、接続する際に賦課される加入金といった間違った解釈がされ、結果として賦課に対する不満が多く寄せられ、それが未収金の増加という結果につながった場合が多い。

#### 滞納の主な理由

- ① 浄化槽に多額の投資をしたので支払う余裕がない  
(下水道に接続する時に支払う)
- ② 村外地主である  
(当面土地の利用はない)
- ③ 賦課金の額が高すぎる、なぜ宅地以外も賦課されるのか  
(宅地以外は支払えない)

滞納の主な理由は上記のとおりであるが、別の角度から見ると、受益者負担金を支払うのが精一杯で下水道接続まではできないといった状況もあり、加入促進を阻む原因にもなっている。

こうした中で当時の下水道課では、未収金対策として受益地の賦課方法について検討してきた。受益者負担金は、特定財源として重要であるが、山林・原野・大規模な運動場等までも受益地として賦課することは、実際問題として無理が有りはしないかという課題が浮上した。

条例改正にあたっては、これまでの賦課との公平性をできる限り欠くことのないように配慮しつつ、未収金を解消し、早期支払者にはメリットを与え、後期支払者にはデメリットになるという見地から、下水道接続時に徴収する地方自治法に基づいた分担金に賦課を替えるため、条例・規則・要綱の一部改正と、条例が委任する新たな加入金規則を制定した。

主な改正内容については以下のとおりである。受益者負担金賦課から加入金への賦課替は、下水道接続時に一括納付させる。

#### (2) 改正の概要

##### ①受益者負担金条例の一部改正

イ. 平成 13 年 4 月 1 日以降、新たに賦課される区域で 1,000 m<sup>2</sup>以上のグラウンド・テニスコート・運動場等の社会体育施設のための用地は、受益者負担金賦課対象外とし、新たに制定する加入金規則の賦課対象地とする。

- ロ. 山林・原野（山林としての形状を有しているものに限る。）は賦課対象外とし、加入金規則の賦課対象地とする。
- ハ. 排水設備を下水道に接続しない土地で、負担金の一部または全部を3年経過しても支払わないときは、新たに制定する加入金規則の対象地とすることができる。
- ニ. 5年を経過した徴収猶予地は、下水道接続時に受益者負担金を一括納付する。
- ホ. 村長は未納者に対して下水道接続を拒否できる。

#### ②受益者負担金条例施行規則の一部改正

- イ. 5年を経過した猶予地の一括納付には前納報奨金を交付しない。

#### ③徴収猶予に関する要綱の一部改正

- イ. 村長が認める徴収猶予地に、区等が所有又は管理するゴミ集積所、公園、運動場を加える。

#### ④加入分担金徴収規則の制定について

- イ. 平成13年4月1日以降に新たに賦課される区域の1,000㎡以上のグラウンド、テニスコート、運動場等の社会体育施設のための用地及び現況が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地は、下水道接続時に加入分担金を一括納付する。
- ロ. 下水道未接続の土地で、受益者負担金を3年以上支払わないときは、下水道接続時に加入分担金を一括納付する。
- ハ. 加入分担金の算定は、1㎡あたり1,350円とする。一部支払い済みの負担金は加入金の計算から差し引く。また加入金の納期は、下水道に接続する30日前までに全額納入する。ただし前納報奨金は交付しない。

#### 加入分担金の㎡単価（1,350円）の根拠

$$(900 \text{ 円} + 900 \text{ 円} \times 14.5\% \times 3 \text{ 年 (延滞金の率を3年上乘せ)}) + \text{消費税}$$

- ニ. 未納者には、下水道接続を認めないことができる。

#### ⑤改正のスケジュール

9月下旬	内容検討・状況下見 資料作成
10月中旬	下水道課内部調整
11月初旬	総務課調整
11月下旬	理事者調整
1月下旬	課長会議へ付議 法規審査委員会へ付議
2月下旬	議案提出 議会運営委員会
3月初旬	3月定例会上程 本会議、全員賛成で条例改正可決

## 第 1 本村の公共下水道事業

### 5 職員配置と事務分掌

平成 25 度は、24 年度までの「建設水道課＝5 年間」を庁内検討した結果、「上下水道課」と「建設課」に分課した。

#### (1) 平成 25 年度上下水道課職員配置と事務分掌

職員 6 名 嘱託職員 1 名 臨時職員 4 名

職 名	担 当 事 務
課 長	統 括
上下水道管理係長	上・下・農排施設管理・工事、上下水道台帳管理、設備工事受付審査、上下水道統計・調査業務、公共下水道加入促進
上下水道経理係長	上・下・農排経理
受益者負担金調査係長	下水道受益者負担金調査、上・下・農排滞納整理、受益者負担金管理システム整備
主 幹	東部農排公共統合、合併浄化槽補助金交付、工事補助、料金収納、水道メーターに関する業務、町村下水道推進協県支部事務局
主 査	上・下・農排料金徴収、受益者負担金・分担金徴収、減免業務、下水道融資斡旋
臨時職員	上・下・農排料金徴収、文書受付
臨時職員	下水道受益者負担金調査
嘱託職員	水道施設管理、直営水道工事
臨時職員	水道メーター自動検針結線（4 月～12 月）
臨時職員	水道メーター自動検針結線、水道施設管理・直営工事補助

#### (2) 過去の配置職員数と主要事業

- 昭和 59～平成 2 年度 建設課 都市計画係 2～3 名  
(計画策定 平成元年度事業着手 処理場用地取得)
- 平成 3～4 年度 下水道課に分課 5～6 名  
(第 1 期計画実施)
- 平成 5～6 年度 建設課に統合 下水道係 3 名  
(平成 5 年度一部供用開始 平成 6 年度第 1 期計画終了)
- 平成 7～14 年度 下水道課に分課 5～6 名  
(第 2・3 期計画着手)
- 平成 15～19 年度 上下水道課に統合 下水道係 5～6 名  
(平成 17 年度第 3 期計画終了、平成 18 年度賦課終了)
- 平成 20～24 年度 建設水道課に統合 下水道係 3 名

## 6 事業推進の問題点

第 2 期計画が終了した平成 10 年度末（賦課徴収を始めて 5 年目）には、既に受益者負担金の滞納額は 4,600 万円となり、下水道接続率は 55%と低かった。国の指導では、国庫補助金交付の事業効果として、3 年以内に 70%以上の加入率を達成することが求められている。第 3 期計画の実施については、理事者を中心に庁内で十分な検討を要する必要があったものと思われる。

第 3 期計画が終了した平成 17 年度末には、滞納額は 9,000 万円増加して 1 億 3,600 万円にも上った。当時の担当者は、「村の事業計画と財政計画に問題があり、受益者負担金の必要性と妥当性について、村民の理解を得るのは難しかった。」と言っている。また、負担金の 1 m<sup>2</sup>当たり 900 円という単価も他市町村に比べて高額であり（H7 全国平均 431 円、H24 県内公共下水道事業実施 51 団体中 3 番目に高い）単価設定にも問題があった。さらに土地の面積に応じて賦課するのは、土地を多く所有する本村のような農村部では高額になり、また下水道に接続しなくても支払わなければならないことが理解されないため、接続する際に戸当たり同額の分担金として徴収する自治体もあった（県内では 15 団体）。

第 2 期計画及び第 3 期計画期間中の課員は 5～6 名で、予算規模は 13～15 億円ほど、認可事務・補助金事務、工事発注・監理、施設管理、宅内排水設備の審査・検査、賦課地の拾い出し、受益者申請～決定事務、徴収・収納事務などが多忙で、とても滞納金の徴収にまで手が回らなかったようである。

### ◎第 3 期計画：平成 11～17 年度（神城、エコランド、松川以北）における問題

第 3 期計画の整備区域の住民からは、「下水道課に聞いたら「お宅の地区には 10～20 年しないと下水道は整備されない。」と言われたので、仕方なく大金を払って浄化槽を入れた。そうしたら 2 年後に下水道が整備された。役場に騙された。」「下水道が整備されるという説明は役場から一度も聞いてない。」「勝手に工事をして金を払えというのは詐欺だ。」などと今でも苦情を言う人が多い。白馬村は、南部、中部、北部に区分されており、村は地域によって下水道の整備に差が出るのが不公平を生むということから、第 3 期計画を推進したものと思われる（第 4 期計画は資金難から実施未定）。しかし、事業計画や計画区域の拡大が住民に十分理解されていたのが疑問視される。エコランド地区や山麓地区の営業施設は浄化槽によってそのほとんどが水洗化されているため、10 年以上経った現在でも、未だに下水道接続率は 4 割に満たない。神城地区では、沢渡地区が 60.5%と低い。平成 11 年度、下水道課では今後整備を行う新興地区（五竜・名鉄・みそら野・エコランド・どんぐり）の土地所有者に対して、「下水道整備に関するアンケート」を実施し、下水道に対する考えを確認して今後の整備計画の参考にした。その結果は実配達数 1,111 件のうち回答数は 616 件、回答率は 55.4%（通常 30～40%あればアンケートは成功の部類と言われている）であり、2 人に 1 人は下水道が整備されても加入できない、したくないという結果であった。また受益者負担金については、土地に対して支払うとすれば反対という意見が大半を占め、合併浄化槽の設置率は 54.9%と高かった（どんぐり地区は集中合併浄化槽）。しかし第 3 期計画の事業はその後も推進された。平成 16 年度、前年に工事が終了したエコランド地区の地権者に受益者申告書を発送したところ、事業説明や負担金納入の説明が十分ではな

## 第 1 本村の公共下水道事業

かったため、大変多くの苦情が寄せられた。このことに対して当時の上下水道課は、工事反対者に対して山林、原野、社会体育施設用地以外の土地も、加入分担金として賦課することを選択できるようにした。

事業着手に際して十分な説明と住民合意がなかったため、このように後手に回る対応をしてしまった。平成 14～15 年度に苦情が多数発生した「沢渡地区誤賦課問題」も同様であり、村の対応が二転三転したことから大きな批判を浴びた。この件に関しても今もなお苦情が相次いでいる。

村の事業を執行していくためには、住民への十分な説明が必要であり、そこでの課題を事業に生かしていかなければならない。特に下水道事業のように住民に大きな負担がかかる事業においては、当然慎重に進めていかなければならない。本村の下水道事業は、平成元年度から 17 年度まで実施されたが、その間人事異動で大勢の職員が携わってきた。事業推進について十分な引き継ぎがなされてきたのか、理事者を含めた庁内会議等で事業における課題を検討してきたのかが大きな問題であると思慮される。

### ■白馬村の下水道事業における諸問題の要因

今回の下水道事業受益者負担金問題は、コンプライアンス意識の欠如といった個人の資質の問題のみならず、役場庁内や課内の連絡調整や連携不足、法令遵守意識の低下や管理監督者の業務進行管理の不足、また、法的には適正であるが住民から理解されにくい受益者負担金が抱える制度上の問題等も加わり発生した事案であると思われる。

そこで、それらの問題点を個人的要因、組織的要因、制度的要因、その他の要因に整理して検証する。

#### (1) 個人的要因

- ①担当者が条例、規則、要綱等を十分理解せず、前任者からの引き継ぎだけで業務を行ったため誤賦課誤徴収が多い（徴収猶予、減免、前納報奨金、消滅時効後徴収など）。
- ②上司（課長、係長）の担当者（賦課・徴収業務）への指示、指導が不足していたため①のような誤りが多い。
- ③課の職員が、セクト主義で業務を行っているため、例えば工事担当者は工事のみで、負担金賦課・徴収は自分が係るべき仕事と捉えていなかったものと思われる。各業務で発生する問題が課員の中で共有されていない。
- ④異議を唱えた受益者に対して、徴収猶予、加入分担金への賦課替え、任意分割等の負担軽減の措置をした事案が見受けられる。

#### (2) 組織的要因

- ①事業費が 150 億円を超える大きなプロジェクトである下水道事業に対して、組織全体で取り組みをしていない。理事者と担当課との協議検討で事業が進められてきた。また事業遂行に計画性がないため、それぞれの地域の整備時期などで住民に不信感を多く与え、結果として未収金の増加につながっている。

②受益者負担金の賦課・徴収業務を1名の職員に担当させており、業務で悩む担当者に対して、仕事を分け合うなどの負担軽減をしていない。また、4月の受益者負担金申告相談会も担当者1人に対応させていた時期もあった。

③受益者負担金を事業に必要な重要な財源と捉えていないため、滞納整理に力を入れている。

### (3) 制度的要因

①負担金額900円/㎡の設定に問題がある。他の市町村の状況を参考にすべきであった(算出根拠は11ページにあり)。

②賦課・徴収を始めて8年目の平成13年度に賦課方法を変更する条例改正等が行われたことにより、制度を複雑にしまい受益地の適切な管理の妨げになっている。

### (4) その他の要因

①排水区域の設定に不可解な点が多い。公共枡が設置されているのに区域外扱いであったり、前面道路に下水本管が埋設されているのに区域外扱いとされていたりするところが見受けられる。

②家が建つことがないような土地まで排水区域としているため、徴収猶予地が多く、全筆現地確認をしていたかも不明である。

## 第2 検証結果と改善の方向

### 1 賦課に関すること

#### (1) 賦課手続き

##### 現状と課題

##### ① 賦課手続き

受益者負担金の賦課は、平成4年に白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定により、白馬村が都市計画事業として施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため受益者負担金を徴収することを定め、平成6年度から賦課及び徴収を始めた。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

（賦課対象区域の決定等）

（負担金の額）

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が第5条の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの地積に対し、別表に掲げる額を乗じて得た額とする。

第5条 村長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 村長は、特別の理由により賦課対象区域に変更の必要を認めるときは、変更する賦課対象区域を定め、これを公告しなければならない。

（負担金の賦課及び徴収）

第6条 村長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった区域内における1000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有するものを除く。）及び賦課対象区域内の地目が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地については負担金の賦課に替え、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則（以下「加入金規則」という。）により賦課をするものとする。

2 村長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、第7条各号の規定により負担金を徴収猶予された土地の徴収猶予を取り消した場合には、5年を経過したものにあつては負担金を一括徴収するものとし、5年を経過していないときには5年に達する間の中で分割して徴収するものとする。

受益者が負担する負担金額は1平方メートルあたり900円とし（条例第4条）、負担金は毎年度の当初に当該年度内に負担金を賦課しようとする区域を定めて公告し（条例第5条）、公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに賦課をする（条例第6条）。ただし平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった区域内における

1,000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有するものを除く。）及び賦課対象区域内の地目が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地については負担金の賦課に替え、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則（平成13年規則第6号）により賦課をすとした（後述）。また、算定基準となる土地の地積は、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）第2条において土地登記簿によるものと定めている。

本村では、管渠工事を実施する前に各地区において事業説明会を開催し、事業内容、使用料金及び受益者負担金に関する説明を行った。工事竣工後、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条による供用開始公告をし、該当地権者へは供用開始のお知らせを行った。その後、条例第5条第1項による公共下水道賦課対象区域の公告の後、下水道管敷設エリアの公図から受益地候補地を抽出し、受益者ごとに帳票（受益者申告書）を作成し、受益者に対して申告相談会等を実施して受益地の確認を取り、申告書の提出を受け、負担金決定通知及び納付書の送付を行った。このとき、徴収猶予地、減免対象地があれば併せて申請いただき、内容を精査したうえで賦課決定した。また、一筆内に複数地目が存在すると認められる場合で、一方が減免あるいは徴収猶予対象となる場合は、その土地を面積算定により任意に分割して、同一地番内での減免や徴収猶予を行った。面積算定は現地をメジャーにより実測した。

なお、狭小地であり下水道接続が見込めない土地、低地で本管への流入が困難な土地、農業振興地域に指定された農地などは下水管が隣接していても賦課されていない場合も見られる。また、公図を使用して賦課を行った関係上、公図混乱区域、公図の縮尺が1/1,200の区域などでは、現地の把握が困難な区域が存在したため賦課が曖昧なものが散見される。

現在、賦課状況の確認については受益者負担金システムと下水道情報システム（地図情報システム）を併用して行っているが、当然受益地とすべき土地について賦課が行われていない土地が存在する場合は公図混乱地域を中心に存在する状況があった。

本村が所有するB&Gプールの例のように、当然賦課すべき状況であったにも関わらず賦課していなかったのか（賦課漏れ）、何らかの理由で賦課区域外とされたのかは、当時の事情を知らない担当者に判断を求められるのはかなりの労力を要し、事務の遂行上相当な支障があるため、早急に解決しなければならない問題である。賦課区域を明確化することによって、区域内外の区分けを行い、賦課業務の円滑化を早急に図る必要がある。

平成14年に賦課をした沢渡地区においては、条例規則の解釈の誤りから、当然賦課すべき土地に対して徴収猶予や加入分担金への賦課替えを行い、一部の受益者に対して誤った賦課をしてしまった。その後、該当者には内容説明と修正賦課のお願いをしたが、更に全地区を対象に賦課内容の調査を実施した結果、その他にも誤った賦課をしたと思われる土地が明らかになった。平成16年4月には、該当する受益者に対して誤った賦課をした土地を通知して、再度受益地の申告をいただき、6月に新たに賦課決定通知を送付した。

平成15年に施工したエコーランド地区の公共下水道工事に対しては、当初の説明よりも早い段階で工事が進捗し全区域の工事が行われたため、住民の理解が十分得られないまま工事が進められた経緯がある。

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■年間スケジュール（事業実施当時）

時期	前年度賦課に係るもの	当該年度賦課に係るもの	翌年度賦課に係るもの
4月   5月		賦課対象区域公告 (条例第5条1項) 受益地申告書の発送 (村→受益者) 受益者申告相談会 減免猶予確認作業 受益者申告書の提出 (受益者→村) 受益地の確認作業	(管渠工事終了後) 供用開始公告 (下水道法第9条) 供用開始通知の発送
6月		決定通知書と納付書の送付 収納業務へ	
12月	前年度賦課地の色塗り (現在は、せせらいん)		
1月			翌年度賦課地の拾い出し
2月	徴収猶予解除地の拾い出し		
3月			受益者申告書の作成 受益者申告書発送準備

### ②負担金の賦課、徴収

負担金の納期等については、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則で次のとおり定めている。また、納付方法は、現金納付と口座振替による2種類とした。

#### 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）

##### （負担金の納期等）

第5条 条例第6条第3項に規定する負担金徴収は、1年を4回に分割して行うものとし、その納期は、毎年度次のとおりとする。

第1期 6月20日から同月30日まで

第2期 9月15日から同月25日まで

第3期 12月15日から同月25日まで

第4期 3月10日から同月20日まで

2 村長は、年度の中途から負担金の徴収を開始するとき、その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず負担金の納期を変更することができる。

3 負担金の納付については、公共下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収書（様式第3号）によるものとする。

なお、平成18年度賦課を最後に公共下水道事業が休止されたため、現在のところ新規賦課対象地は発生しない。平成19年度以降は、区域外流入及び徴収猶予対象原因の消滅による賦課のみとなっている。

区域外流入については、公共下水道の排水区域外から公共下水道に汚水を流入させるものであり、白馬村公共下水道条例（平成4年条例第16号）第14条で規定している。

白馬村公共下水道条例（平成4年条例第16号）

（排水区域外汚水の排除）

第14条 村長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の汚水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 前項の規定により汚水を公共下水道に排除することを認められた者に対しては、この条例の規定を適用する。

この排水区域外汚水の流入が認められた者に対しては、当初から受益者負担金を賦課してきたが、そもそも受益者負担金は都市計画法で規定されたものであり、受益者の定義は排水区域内に土地を所有する者であることから、たとえ公共下水道事業によって利益を受ける者であったとしても、受益者負担金を賦課することはできない。利益に対して徴収しようとするならば、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、分担金によって徴収しなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

そこで、平成25年からは、白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成25年条例第22号）を新たに制定し、受益者負担金とは完全に分けて徴収するように改善した。

白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成25年条例第22号）

（趣旨）

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、白馬村公共下水道区域外流入分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものである。

（区域外流入）

第2条 この条例において「区域外流入」とは、白馬村公共下水道条例（平成4年条例第16号）第14条第1項に規定するものであり、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第7号の規定に基づく白馬村公共下水道事業排水区域（以下「排水区域」という。）外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除することをいう。

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■年度別賦課状況（筆数と賦課面積）

年 度	賦課地（筆）	賦課面積	年 度	賦課地（筆）	賦課面積
平成6年度	836	180,676 m <sup>2</sup>	平成16年度	778	262,050 m <sup>2</sup>
平成7年度	983	327,916 m <sup>2</sup>	平成17年度	277	123,057 m <sup>2</sup>
平成8年度	964	228,879 m <sup>2</sup>	平成18年度	147	96,136 m <sup>2</sup>
平成9年度	1,170	500,993 m <sup>2</sup>	平成19年度	8	4,596 m <sup>2</sup>
平成10年度	458	139,950 m <sup>2</sup>	平成20年度	13	4,963 m <sup>2</sup>
平成11年度	793	372,583 m <sup>2</sup>	平成21年度	19	7,210 m <sup>2</sup>
平成12年度	812	288,674 m <sup>2</sup>	平成22年度	18	12,108 m <sup>2</sup>
平成13年度	1,058	329,626 m <sup>2</sup>	平成23年度	18	14,962 m <sup>2</sup>
平成14年度	792	309,888 m <sup>2</sup>	平成24年度	9	2,932 m <sup>2</sup>
平成15年度	1,265	403,910 m <sup>2</sup>	総 計	10,418	3,611,108 m <sup>2</sup>

### 再発防止のための改善策

#### ①受益地確認の徹底

- i. 受益地の確認作業は地味な作業であり、基本となる公図も地域によっては正確性を欠くため現地確認が必要となる場合もあり、抽出作業についてはかなりの労力と慎重さが必要となる。新規区域に着手する際は住民に十分な説明を行い、工事担当者との綿密な打ち合わせと受益エリアの慎重な設定を行い現地に即した正確な賦課を行う。

#### ②排水区域の整理

- i. 既存排水区域の受益地の賦課地、未賦課地を明確にすることにより、公共下水道接続申請の際の受益地の確認を容易にする。
- ii. これにより事務の簡素化を図り二重賦課や賦課忘れなどの防止を図る。

## (2) 減 免

**現状と課題**

受益者負担金の減免については、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第8条により、以下のように規定している。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

（負担金の減免）

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地のうち道路、公園、河川水路及びその他これに準ずる土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 村長は、次の各号に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 個人で営業、事業を営まない者が自己の用に供している土地に係る受益者
- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

また、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条で次のとおり定めている。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）

（負担金の減免）

第11条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者決定通知書を受け取った日又は減免の理由が生じた日から起算して15日以内に、公共下水道事業受益者負担金減免申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2の受益者負担金減免基準表に基づき、その適否を審査し、公共下水道事業受益者負担金減免（承認・不承認）決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知しなければならない。

3 村長は、前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体に係る減免については、その受益者の申請によらないで減免することができるものとする。

（負担金の減免の取消し）

第12条 前条の規定により負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく公共下水道事業受益者負担金減免消滅申告書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前条の規定により減免を決定したのち、当該土地又は受益者が条例第8条第2項各号に該当しなくなったときは、その理由が発生した日以後の納期に係る負担金について減免を取消することができる。この場合において、村長は、その旨を公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書（様式第10号）により当該受益者に通知しなければならない。

第2 検証結果と改善の方向

(別表第2)

減免の対象となる土地又は受益者		減免率 (%)	
1	国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地	(1) 学校用地	75
		(2) 社会福祉施設用地	75
		(3) 警察法務収容施設用地	75
		(4) 病院用地	50
		(5) 企業用財産用地	25
		(6) 一般庁舎用地	50
		(7) 社会教育社会体育施設用地	50
		(8) 有料の公務員宿舍用地	25
		(9) 文化財である土地又は文化財である建物又は工作物の土地	100
		(10) 普通財産である土地	100
		(11) 公共の用に供することの設定契約がなされている土地	100
		(12) 公衆便所施設用地	100
2	生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている受益者及びこれに準ずる受益者	100	
3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設置する者に係る土地（住居に使用する土地は除く。）	75	
4	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で同法第22条に定める社会福祉法人が経営する施設用地（住居に使用する用地は除く。）	75	
5	宗教法人法（昭和26年法律第126号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による土地（本来の目的以外に使用している土地は除く。）墓地、納骨堂、境内地	100	
6	鉄道	踏切及び駅前広場	100
		軌道用地	100
		駅舎	25
7	区が所有する施設用地	(1) 公民館、集会所（住居に使用する土地は除く。）、公衆便所	100
		(2) 児童遊園地、消防施設用地	100
8	個人で営業、事業を営まない者が自己の用に供している土地	20	
9	その他村長が特に認めたもの		

実際の手順としては、4月初旬に受益者申告書送付時に申告書、徴収猶予申請書、減免申請書及び説明用紙を併せて受益者へ送付する。このときに土地の所有者、地目等内容、本管への

隣接状況、減免及び猶予内容に該当する土地があるのか等を確認していただき、申告内容に基づき受益地確認に入るが、このときに提出された減免申請書の内容について確認する。

6月が第1期の請求になることから、5月下旬までにすべての内容を確認する必要がある。減免申請の場合は、申請どおりの状況となっているか現地を確認し、決裁の後、減免決定及び賦課内容に反映させ負担金請求を行う。決裁はその年度ごとにまとめて村長決裁を受けていた。

#### ■減免事由と筆数及び減免面積

減 免 事 由	減免率 (%)	筆数 (筆)	減免面積 (㎡)
学校用地 (国、地方)	75	151	70,014
社会福祉施設用地 (国、地方)	75	9	19,529
警察法務収容施設用地 (国、地方)	75	0	0
病院用地 (国、地方)	50	4	4,112
企業用財産用地 (国、地方)	25	26	6,876
一般庁舎用地 (国、地方)	50	66	27,207
社会教育社会体育施設用地 (国、地方)	50	265	155,648
有料の公務員宿舎用地 (国、地方)	25	13	5,214
文化財である土地 (国、地方)	100	0	0
普通財産である土地 (国、地方)	100	15	4,187
公共の用に供する土地 (国、地方)	100	322	88,823
生活扶助を受けている	100	1	659
私立の学校用地	75	26	17,079
社会福祉施設用地 (民間)	75	1	3,246
墓地、納骨堂、境内地等	100	67	44,491
踏切及び駅前広場	100	0	0
軌道用地	100	98	13,204
駅舎	100	5	1,601
公民館、集会所	100	49	13,560
児童遊園地、消防施設用地	100	14	595
自己の用に供している土地	20	3,373	1,079,975
村長が認める	100	36	42,219
合 計		4,541	1,598,239

※負担金システムにより管理されている減免事由であるため規則別表2の表現とは異なる。

一部公共物で土地の現況地目と減免率が異なるものが36筆確認されたが、そのほとんどが道路敷であるための申請であり、100%の減免を承認している。また、「その他村長が特に認めたもの」については、現在の利用内容と当時の利用内容が異なる場合もあるため正誤は不明であるが、当時の承認理由としては、存在しない土地、道路敷、狭隘地、山林（建築計画外敷地及び残地森林など）であった。

さらに減免申請書の提出がないもので減免されているものが存在し、申請期限までに間に合わず別起案がなされたことも考えられるが、原因は不明であった。なお、減免できないものを減免したわけではないと思われる。

### 再発防止のための改善策

#### ①減免事由の確認

- i. 減免事由に該当するもの、該当しないものを条例に基づき審査し、条例に基づいた処理を行うものとする。

## 2 徴収に関すること

### (1) 徴収権の消滅時効

#### 現状と課題

##### ①消滅時効

受益者負担金の消滅時効に関しては、都市計画法第75条第7項で、「5年間行わないときは、時効により消滅する。」と規定している。受益者負担金は、公法上の原因に基づいて発生する債権であることから「公債権」と言われ、時効の援用を要せず、時効の利益を放棄することができない。従って、5年間という時間の経過によってのみ時効は完成し、その完成後は徴収の手続きを取ることができず、受益者も未納の負担金を納付することはできない。時効となった受益者負担金は徴収不能な債権であるため、不納欠損処理を速やかに行う必要がある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第75条

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わないときは、時効により消滅する。

##### ②時効の起算日

都市計画法では、時効の起算日について定めがなく、建設省都市局長通達（昭和44年9月）でも、「受益者負担金の徴収は、3年ないし5年に分割して行なうことが適当であること。」とだけ記載されている。従って受益者負担金を徴収する各自治体では、時効の起算日をそれぞれの基準により定めているのが実情である。本村においては、受益者負担金の時効の起算日について明文化したものがなかったことから、担当職員等は時効が存在することは認識していたとしても、いつの時点で時効が成立するのか不明確のまま事務が進められてきたものと思われる。現に平成22年度以前は、受益者負担金の最終支払期日である第20期の納期限を時効の起算日としていたとのことである。しかしそれでは、本来時効が5年と規定されているものが5年として機能するのは第20期だけとなり、それ以前に納期を迎えるものは最長（第1期）で約10年になってしまう。

そこで平成23年度には、国税通則法（昭和37年法律第66号）や地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されるように、法定納期限の翌日を時効の起算日とすることとした。地方税法では、固定資産税や国民健康保険税のように納期を分けている税の第2期以降は、第1期の納期限を法定納期限とすることが規定されていることから、第1期から第20期に分けた受益者負担金の時効の起算日は、すべて法定納期限である第1期の納期限の翌日としたものである。しかしながら国税通則法や地方税法では、年をまたがる賦課を想定していないことから、受益者負担金のように5年に分けたものまでも第1期の納期限を法定納期限とすることは乱暴であるという説もある。

そこでもう一つの考え方として、各期の納期限を起算日とすることが検討された。これは、民法（明治29年法律第89号）第166条で、「消滅時効は、権利を行使することができるとき

## 第2 検証結果と改善の方向

から進行する。」と規定されており、あらかじめ納期限を定めている場合には納期限が過ぎた時点で法的手段をとることができることから、納期限の翌日から消滅時効の起算が始まると解するものである。

民法（明治29年法律第89号）

（消滅時効の進行等）

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

第1期の納期限をすべての負担金の法定納期限とした場合には、期別にかかわらず少しでも入金があれば、その時点ですべての受益者負担金の時効が中断することとなるが、各期の納期限を起算日とした場合には、入金があった期別の時効だけが中断することになるなど、20期の異なる時効を管理しなければいけないことになり合理的ではない面もある。

これらの検討結果を踏まえ、平成24年度以降は、各期納期限の翌日を時効の起算日とする旨の内規を制定した。また、当時の建設水道課では、下水道事業受益者負担金の時効の起算日に関する調査を、県内40市町村に対して実施した。その結果、一番多かったのが「各期別の納期限を起算日としている」で17市町村、次いで「第1期の納期限をすべての期の起算日としている」で9市町村、次いで「最終期の納期限を起算日としている」が8市町村という結果であった。

### ③時効の中断

時効の中断とは、時効期間の進行が中断され、既に経過した時効期間の効力が消滅することで、時効が中断するとその時点からまた新たに時効期間がスタートすることになる。国税通則法第73条では、時効の中断について次のとおり規定している。

国税通則法（昭和37年法律第66号）

（時効の中断及び停止）

第73条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

- (1) 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第35条第2項第2号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間
- (2) 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第68条第1項又は第2項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第35条第3項の規定による納期限までの期間
- (3) 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間
- (4) 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日（同日前に国税徴収法第47条第2項（繰上差押）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
- (5) 交付要求 その交付要求がされている期間（国税徴収法第82条第2項（交付要求）の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

また、第72条第3項では、「この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。」としており、民法第147条では次の3種類を時効の中断事由と規定している。

なお、催告書は同法第153条の催告に該当し、発した日の翌日から起算して6ヶ月以内に差押えまたは交付要求をしなければ時効中断の効力が生じない。また「承認」は、一部納付、滞納額の承認、納付誓約が該当になる。

民法（明治29年法律第89号）

（時効の中断事由）

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

（催告）

第153条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

以上のとおり消滅時効に関する解釈が整理され、消滅時効が成立する日が明確になり、ようやく平成24年度にこれまで収入未済額として扱われてきたが消滅時効が完成している受益者負担金の不納欠損処理がされ、平成25年度には、消滅時効後に納付された受益者負担金の還付処理がなされた。

■消滅時効による不納欠損額内訳（平成24年度決算数値）

（単位：円）

納付年度	1期	2期	3期	4期	合計
H6	107,800	107,300	107,300	107,300	429,700
H7	211,800	221,200	209,400	209,400	851,800
H8	310,600	320,100	320,100	320,100	1,270,900
H9	515,700	594,600	782,600	889,100	2,782,000
H10	1,213,200	1,233,200	1,214,600	1,165,600	4,826,600
H11	1,934,100	2,287,926	2,358,100	2,240,200	8,820,326
H12	2,405,600	2,560,500	2,758,400	2,631,300	10,355,800
H13	2,491,900	2,595,300	2,469,300	2,621,200	10,177,700
H14	2,059,900	2,049,700	2,252,000	2,158,500	8,520,100
H15	2,313,300	2,680,200	2,682,500	2,667,400	10,343,400
H16	2,756,700	2,916,400	3,021,400	2,928,300	11,622,800
H17	3,391,000	3,559,700	3,606,300	3,600,000	14,157,000
H18	3,941,400	3,858,100	3,692,000	3,579,600	15,071,100
H19	1,777,700	1,913,100	2,129,800		5,820,600
合 計					105,049,826

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■消滅時効後に徴収した受益者負担金額（平成19年4月1日以降）

納付年度	還付対象者数（人）	還付対象物件（期）	還付対象金額（円）
H18	5	5	75,100
H19	10	49	974,400
H20	8	41	1,937,300
H21	4	4	91,700
H22	11	43	693,200
H23	27	83	2,015,730
H24	4	6	154,700
計	46（延べ69）	231	5,942,130

また、平成25年度からは、各期に消滅時効が成立するたびに不納欠損処理がされるようになった。公共下水道事業受益者負担金は、村税と同様に自力執行権がある公債権で、強制徴収ができるといった強い権限が与えられている。それゆえに受益者の権利である時効については、その起算日や成立の日について、具体的な根拠とともに明確化しておく必要があった。そのことにより当初から消滅時効額が明らかになっていれば、時効を中断させる措置がもっと積極的に取られ、1億円にも上る消滅時効額は減少していたものと思われる。

### 再発防止のための改善策

#### ①消滅時効の管理

- i. 消滅時効が成立する日が管理できるように、時効計算の根拠となる『納期限』『収納日』『督促状発付日』『未納承認及び納付確約書の受付日』『差押え解除日』『交付要求解除日』が、どの帳票で確認できるか掌握する。
- ii. iに示した時効の計算根拠を確認できる帳票が存在しない場合は、様式を作成し備え付けるものとする。
- iii. iが一元的に記録しておけるような債権管理簿の作成について検討する。
- iv. 債権管理システムの導入について検討する。

## (2) 徴収猶予

**現状と課題**

本村の下水道事業受益者負担金は、平成25年4月1日現在その徴収を猶予している土地は、3,436筆、1,181,626㎡あり、金額にすると10億6,346万円に上る。

下水道事業受益者負担金の根拠法である都市計画法には徴収猶予に関する規定はないが、昭和44年に建設省都市局が示した標準条例（条例準則）に徴収猶予の規定が盛り込まれているため、ほとんどの自治体の条例には徴収猶予ができる旨の規定がある。本村の白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例では、第7条に規定しており、猶予することができる事由として次の4種類を規定している。

## 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

## （負担金の徴収猶予）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが必要であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の規定による農地（以下「農地」という。）
- (4) その他村長が必要と認めたとき。

また、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則では、徴収猶予の猶予率と猶予期間及び手続きを規定している。

## 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）

## （負担金の徴収猶予）

第10条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1の受益者負担金徴収猶予基準表に基づき、その適否を審査し、その結果を公共下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知しなければならない。

3 村長は、負担金の徴収猶予を取消したときは、その旨を公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書（様式第6号）により当該受益者に通知しなければならない。

さらに白馬村公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予に関する要綱（平成6年要綱第3号）では、条例で規定した「その他村長が必要と認めたとき。」の取り扱いに関して次のとおり3種類の要件を定めている。

白馬村公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予に関する要綱（平成6年要綱第3号）

（猶予の要件）

第2 次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 駐車場、運動場、公園、ゴミ収集所用地として区等が所有又は管理している土地
- (2) 崩落地、急傾斜地で建物を建築することのできないと認められる土地
- (3) 建蔽率等により面積的に、建物を建築することのできないと認められる土地

また、「徴収猶予期間中は継続して時効が中断するかどうか」という点について検討するように白馬村監査委員から意見があったが、前述のとおり都市計画法には徴収猶予に関する規定はない。ただし、同法第75条第5項で、「国税滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収することができる。」という記述があり、国税の時効の中断を規定している国税通則法第73条第4項では、「国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税につき、その延納又は猶予がされている期間内は進行しない。」と規定していることから、受益者負担金においても徴収猶予の期間が終了した時点から新たに時効が進行すると解している（地方税法第18条の2第4項においても同様の規定有り）。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第75条

5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国税通則法（昭和37年法律第66号）

（時効の中断及び停止）

第73条

4 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

次に実際に行われた徴収猶予に関する事務であるが、4月当初に『平成〇年度下水道事業受益者申告書の送付及び申告相談会の開催について』という通知とともに、『下水道事業受益者申告書』、『徴収猶予申請書』、『減免申請書』を対象受益者に送付している。『下水道事業受益者申告書』にはあらかじめ受益地の地番、地積等が印字されており、受益者は内容の確認、土地所有者以外の受益者（権利者）に関する事項を記入し、記名、押印して役場に提出する。その際に徴収猶予及び減免事由に該当する土地がある場合は、『徴収猶予申請書』と『減免申請書』に必要事項を記入し署名、押印させて、申告書と一緒に提出させている。提出された申請は、内容を審査のうえ承認もしくは不承認の決定がされ、村長決裁を経て申請者にその結果

が通知される。また、徴収猶予した土地は、受益者負担金賦課台帳にその旨が表示されるが、徴収猶予地だけを集約した台帳は作成していない。

徴収猶予の手続きに関しては、受益者負担に関する条例施行規則で規定しているが、徴収猶予の更新手続きについては明文化されていない。ただし、徴収猶予の適否を審査し、その結果を当該申請者に通知する『公共下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書』（様式第5号）の様式には、徴収猶予期間の下欄に、注意事項として「ただし、毎年4月末日までに現況報告書を提出することを条件とする。」と記載するようになっている。しかしながら現況報告書の書式などは規定されていない。現況報告書の提出について受益者に促した形跡はなく、また、実際に決定通知書を交付する際にはこの注意事項を記載していなかったものと思われる。このように本村では、徴収猶予の更新申請をさせていないため、受益者からの自発的な申告がなければ、受益者の財産の状況や変化について把握することは困難である。しかしながら、必ずしも徴収猶予を受けた受益者が変更等について自ら申告してくるとは限らない。過去の受益者負担金担当者が決裁行為を行った文書綴りを見ると、農業委員会事務局から農地転用を許可したリストの提供を受け、このリストにより徴収猶予している地番と突合し、該当があれば「徴収猶予の解除」「徴収猶予取消通知書の通知」「賦課」について決裁を受けて施行していることが確認できた。

農地であることを事由に徴収猶予をしている受益地に対してはこのような方法である程度確認作業ができるものの、それ以外の事由によるものは現況確認が難しい。徴収猶予の事由が解消した場合、直ちに賦課、徴収を行わなければならないが、それが行われなまま5年以上経過すると、徴収する権利が時効により消滅してしまうことになる。また、猶予期間中に土地が売買されてしまうと、猶予事由が解消しても新たな所有者から徴収することが難しくなることも考えられる。さらに本村の場合、一筆の土地を任意に分割して徴収猶予をしているという事例があることから、徴収猶予地の状況変化を受益者の自己申告だけに頼ることは無理があると思われる。徴収を猶予した土地は、猶予期間中は継続してその利用形態を監視していかなければ実質上減免制度と何ら変わらないものになってしまう。

以上のことから、徴収猶予地を管理していく具体的な施策を検討するとともに、更新申請についても規則化する必要があると思料される。

次に徴収猶予の基準については前述したとおりであるが、具体的な基準が曖昧となりがちで、時期によって、あるいは担当者によって適用基準が異なっている状況が見受けられ、負担の公平や透明性の面で適正な事務の執行という観点から問題がある処理があった。

まず、受益者負担に関する条例第7条第1号で規定される「納付することが困難であり、かつ、土地等の状況により徴収猶予することが必要と認められるとき」という要件によるものであるが、猶予した土地のすべてが「山林」「原野」「雑種地」という理由によるものであった。また、条例上は、「納付することが困難であり、かつ、…」と定められているが、どのような理由で「納付することが困難」であったのか、また、本当に納付することが困難な状況であったのかは確認できない。また、この要件による徴収猶予は、平成10年度から平成16年度の間だけに Rowe おり、他の年度ではまったく行われていないのも不自然であった。この状況が確認できる書類として、平成14年度に条例等に反して誤った賦課をしてしまったことから、平成16年度に修正賦課をすることになった事案の一連の書類の中に、平成15年度から

## 第2 検証結果と改善の方向

新たな徴収猶予の運用基準を定めるにあたり、平成10年度以降の徴収猶予の状況を示したものが存在した。これによると、原野については、平成10年度はおおむね賦課、平成11年度から13年度まではほとんど猶予、平成14年度はすべて猶予したことから、新たな基準として宅地と一体をなしている原野以外はすべて猶予することとした。雑種地については、平成10年度から平成13年度までおおむね賦課をしたが、平成14年度はすべて猶予したことから、新たな基準として宅地と離れている雑種地は猶予することとした。このように条例を拡大解釈して、現況地目によって徴収猶予をしていたこと、また、徴収猶予の誤りを過去に戻って修正することなく、新たな基準を作って運用したことがわかった。

次に、条例第7条第4号で規定される「その他村長が必要と認めたとき。」の取り扱いについては、徴収猶予に関する要綱において3種類の要件を定めているが、規定された3種類の要件以外の事由によって承認しているケースが見受けられた。

特に条例や規則の理解不足と思われるような単純な誤りとして、本来であれば減免の対象としなければならない「区が所有する施設用地」「境内地」「公共の用に供する土地」といった事由によるものが81筆含まれていた。81筆の内76筆が平成11年度から16年度の間にされた処理であった。これらは減免率が100%であることから、受益者にとっては見かけ上猶予率100%と同じ結果をもたらすが、当然のごとくその内容には大きな違いがあることから早急に何らかの対処が必要になる。

さらにこれらの他に、徴収猶予する事由に当てはまらないものが57筆あった。57筆の内54筆が平成11年度から16年度の間にされた処理であった。内容としては、スキー場やリフトの線下、民間施設の駐車場やテニスコート等の運動場などが主なものであり、決裁を受けているものもあるが要綱上は対象となるか疑問が生じるところである。

また、猶予事由が不明なものが566筆あるが、これは㈱電算のシステムから三谷コンピュータ㈱のシステムに移行した際に、猶予事由が移行されなかったことによるもので、今回の調査において受益者から提出された徴収猶予申請書をすべてチェックして確認したわけであるが、受益者から書面による猶予申請が提出されず、口頭や電話等で確認をして処理をしたものではないかと推測される。これらについては各土地の現況を調べていかなければならず、今回の調査では時間的余裕がなくてできなかったことから、今後、猶予地の更新申請時に調査を実施し、承認・不承認を決定していく。

次に法規上の問題点として、条例施行規則に別表1として徴収猶予基準表を規定しているが、この内、「係争地」と「生活困窮のため納付することが困難」の猶予項目は、条例第7条のどの号にも当てはまらない。恐らく、第4号の「その他村長が必要と認めたとき。」に該当させようとして施行規則に規定を設けたが、第4号の取り扱いを規定する徴収猶予に関する要綱を立案するとき、これら2つの項目を入れ忘れたのではないかとと思われる。これについては、条例もしくは規則等の改正措置が必要となる。

最後に、今後更新申請をして徴収猶予地を管理していく上で、長期にわたって徴収猶予地になっている農地、山林や原野については、排水区域の見直しを図ることも検討していく必要があると思われる。

## ■徴収猶予地の状況

猶予事由	筆数	地積 (㎡)
条例第7条第1号 (納付困難かつ土地の状況により猶予が必要)	346	157,665
土地の状況が原野	196	76,366
土地の状況が雑種地	71	41,518
土地の状況が山林	79	39,781
条例第7条第3号 (農地)	2,249	766,846
条例第7条第4号 (その他村長が認めた時)	269	77,264
要綱第2第1号 (区が所有又は管理)	5	9,354
要綱第2第2号 (崩落地、急傾斜地)	30	5,373
要綱第2第3号 (狭隘地)	96	7,125
本来は減免の事由	81	15,789
その他の事由	57	39,623
係争地	4	1,393
生活困窮のため	2	876
事由不明	566	177,582
合計	3,436	1,181,626

## ■条例7条第1項による徴収猶予の年度別筆数

賦課年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
土地の状況が原野					4	46	7	31	67	29	12			196
土地の状況が雑種地					17	13	1	17	3	19	1			71
土地の状況が山林						13	2	14	11	37	2			79
合計					21	72	10	62	81	85	15			346

## 再発防止のための改善策

### ①徴収猶予地の更新申請

- i. 定期的に徴収猶予地の更新申請書を提出させることとし、改めて内容を審査し、承認または不承認を決定して受益者に通知する。
- ii. 上記のとおり、受益者負担に関する条例施行規則第10条を改正する。
- iii. 徴収猶予事由が解消した場合は直ちにその旨を役場へ申し出るように、更新申請の機会を利用して周知を図る。

### ②徴収猶予地の管理

- i. 下水道情報システム及び下水道受益者負担金システムで徴収猶予地を管理する。
- ii. 徴収猶予地台帳を作成する。
- iii. 農業委員会事務局から農地転用に関する情報の提供を受け、徴収猶予地と照合する。
- iv. 税務課から固定資産税土地データに関する情報の提供を受け、徴収猶予地と照合する。
- v. 必要に応じて、徴収猶予地に係る土地利用の現況調査を実施する。
- vi. 本来減免の対象になる土地を徴収猶予扱いしている物件については、徴収猶予申請時にさかのぼって減免をしたものとして処理をする。

### ③長期にわたり徴収猶予地になっている土地の排水区域の見直し

- i. 長期にわたって徴収猶予地になっている土地について、排水区域の見直しを図る。

### (3) 前納報奨金制度

#### 現状と課題

都市計画法には前納報奨金制度に関する規定はないが、建設省都市局長通達では、標準条例（条例準則）で「負担金は、〇年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りではない。」としていることを受けて、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項では「負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない」と規定している。また、受益者が一括納付をしたときに当該受益者に報奨金を交付する制度については、報奨金の額や割合は自治体によって様々であるが、徴収率向上のための数少ない有効な手段であるとされることから、採用する市町村が多くある。

#### 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

##### （負担金の賦課及び徴収）

#### 第6条

3 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

本村においては、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条で、「一括納付」の定義をした上で前納報奨金を規定している。

#### 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）

##### （負担金の一括納付等）

第7条 条例第6条第3項ただし書に規定する「一括納付」とは、下水道事業受益者負担金決定通知書に記載された負担金のうち、年度の最初の納期にその年度分のすべて又は全納期の期別納付額を前納することをいい、条例第7条に規定する徴収猶予を受けた土地で、猶予の期間が5年を過ぎた土地に係る負担金を含まない。

2 前項の規定により、受益者が一括納付したときは、納期前に納付した期別負担金額に年6パーセントの割合を乗じ納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は交付しない。

- (1) 当該受益者に係る負担金のうち未納の負担金があるとき。
- (2) 条例第8条第2項（第5号は除く。）の規定による負担金の減免を受けたとき。
- (3) 国又は地方公共団体が受益者のとき。

3 前項の報奨金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

本村の前納報奨金の交付状況は、賦課が始まった平成6年度から平成24年度までの間に、総額1億3,081万円を交付している。

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■年度別前納報奨金額

交付年度	報奨金 (円)	交付年度	報奨金 (円)
H 6	6,581,100	H16	9,274,700
H 7	10,009,800	H17	4,968,100
H 8	6,770,100	H18	4,737,200
H 9	20,467,800	H19	741,700
H10	5,689,300	H20	209,000
H11	12,667,800	H21	470,900
H12	12,941,500	H22	787,700
H13	11,153,200	H23	335,100
H14	7,437,500	H24	323,200
H15	15,242,100		
		合 計	130,807,800

交付状況を見て最初に気付くのが、1年前納と全期前納のほかに、2年前納、3年前納、4年前納の報奨金を交付していることである。理屈としては、2～4年分をまとめてその年の最初の納期以前に前納すると、納期前に納付した期別負担額に年6パーセントの割合で報奨金を交付すると理解できるのであるが、受益者負担に関する条例施行規則では、前述のとおり「年度の最初の納期にその年度分のすべて又は全納期の期別納付額を前納すること」と定めており、1年前納と全期前納だけが報奨金の対象であると読み取れる。しかし、この2～4年前納の制度は、平成7年度には既に実施されており、全期前納の定義を「残った納付年度の全期」と拡大解釈したもので、2年目の納付年度の全期は4年、3年目の納付年度の全期は3年、4年目の納付年度の全期は2年として、年度当初に受益者負担金納付書を送付する際に、期別納付書、1年前納納付書、残った納付年度の全期前納納付書を送付し、一括納付を促したものと推察される。

次に前納報奨金が正確に交付されているかどうかの確認であるが、受益者負担金システムから「収納整理簿明細書」を出力し、前納報奨金を差し引いて収納している物件をリストアップしてから、①収納日が納期限を過ぎていないか ②徴収猶予解除による収納の場合、当初賦課から何年経過しているか ③受益者が国や地方公共団体ではないか ④受益者が減免を受けていないか について、1件ずつ確認作業を行った。さらに、①のケースの場合、受益者が金融機関に負担金を納付してから白馬村の会計に収納されるまでの期間が、最大で6日程度かかっていることから、実際に受益者が金融機関等に負担金を支払った日を確認するため、収入伝票に添付された領収書に押印された領収印の領収日付と納期限の関係を1件ずつ調査した。ただし、平成6～8年度、16年度、17年度は収入伝票綴りの存在が不明であるためこの調査ができなかった。

調査結果は、まず、納期限後に納付した負担金に報奨金を交付したものは、127件で6,499,000円であった（調査不能の5年分を除く）。特に平成12年度と13年度に多く、内容を見てみると前納報奨金を記入した手書きの納付書が確認された。この手書きの納付書には納期限の記入欄がないため、金融機関等では、いつでも受理してしまうものと思われる。いつ、なぜ手書きの納付書を発行しているのかは不明である。また、年度当初に発行する前納用の納付書には納期限が記入されているため、受益者が納期限を過ぎてから金融機関等で支払いをしようとする、金融機関から役場に前納報奨金を差し引いた金額で受け付けてよいか照会の電話が入るが、受理してよい旨の回答をしている記録が残されていた。また、納期限から1ヶ月以上が経過しているケースも見受けられた。これらから判断すると、期限後であっても一括で支払う意思を見せた受益者には報奨金を交付していたものと推察される。

次に徴収猶予を解除したために発生した受益者負担金を一括納付した場合に前納報奨金を交付したケースであるが、平成11年度に徴収猶予→14年度解除が1件、平成13年度に徴収猶予→19年度解除が2件、平成15年度徴収猶予→20年度解除が1件、平成20年度徴収猶予→21年度解除が2件であり、合計6件で603,700円であった。

#### ■期限後に納付した負担金に交付した報奨金

交付年度	納期限を過ぎて納付		期限経過後猶予解除			
	件数	報奨金（円）	件数	報奨金（円）		
H 6	—	—	0	0		
H 7	—	—	0	0		
H 8	—	—	0	0		
H 9	0	0	0	0		
H10	7	351,900	0	0		
H11	12	579,600	0	0		
H12	26	1,586,700	0	0		
H13	32	1,664,500	0	0		
H14	15	698,400	1	33,600円		
H15	15	652,900	0	0		
H16	—	—	0	0		
H17	—	—	0	0		
H18	9	734,000	0	0		
H19	0	0	2	424,000円		
H20	5	13,400	1	56,700円		
H21	1	47,500	2	89,400円		
H22	2	39,700	0	0		
H23	3	130,400	0	0		
H24	0	0	0	0		
計	127	6,499,000	6	603,700円	133	7,102,700

※H6～H8, H16, H17は確認できなかった。

## 第2 検証結果と改善の方向

なお、これら2つの期限後納付は前納報奨金として有効な部分も持ち合わせている場合がある。例えば、全期(20期)を一括納付して報奨金の交付を受けたが期限後納付であった。この時の納期限が翌年の第1期以前であれば、4年(16期)前納に係る報奨金額は有効なものとなる(ただし報奨金額は翌年の第1期の納期限から起算)。これらを踏まえて有効な報奨金額を算出すると3,976,600円であり、6,499,000円と603,700円の合計額から3,976,600円を差し引いた3,126,100円が白馬村が余分に支出した額となる。

次に本来前納報奨金が交付できない受益者に対する報奨金であるが、学校法人として減免を受けている受益者に対するものが1件で286,400円、地方公共団体等に対するものが12件で319,500円であった。なお、この地方公共団体等とはいずれも白馬村であった。最後に減免を受けておりなお且つ地方公共団体等に対するものが8件で75,900円であった。この8件はいずれも白馬村以外の国又は地方公共団体であった。これら21件は前納報奨金を交付することができない受益者に対して、前納報奨金額が入った一括納付用の納付書を送付してしまったことによる誤りであると推察される。

### ■ 交付できない受益者に交付した前納報奨金

交付 年度	減免を受けた者		地方公共団体等		減免+地方公共団体等		合 計	
	件数	報奨金(円)	件数	報奨金(円)	件数	報奨金(円)	件数	報奨金(円)
H6								
↳								
H12								
H13					1	65,800	1	65,800
H14			2	234,700			2	234,700
H15	1	286,400	1	9,300	1	500	3	296,200
H16			2	14,500	1	500	3	15,000
H17			2	14,500	1	500	3	15,000
H18			2	14,500	1	500	3	15,000
H19			1	5,200	1	500	2	5,700
H20			1	5,200	1	3,800	2	9,000
H21					1	3,800	1	3,800
H22								
H23			1	21,600			1	21,600
H24								
計	1	286,400	12	319,500	8	75,900	21	681,800

## ④余分に交付した前納報奨金

交付できない理由	誤って交付した報奨金 (A)	正規に交付した場合の 報奨金 (B)	余分に交付した報奨金 (A - B)
期限後納付	7,102,700	3,976,600	3,126,100
減免を受けた者	286,400	0	286,400
地方公共団体等	319,500	0	319,500
減免+地方公共団体等	75,900	0	75,900
合 計	7,784,500	3,976,600	3,807,900

**再発防止のための改善策**

## ①事務執行の適正化

- i. 平素から自己の担当する職務の趣旨・目的、内容、手続、根拠法令等について確認し、正確な知識を保持する。
- ii. 村民等から要望等があったときは、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、迅速な対応を図る。ただし、当該要望等が不当要求と認められるときは、これを拒否しなければならない。
- iii. 公平中立の立場で事務の取り扱いを行わなければならない。

(4) 督促

**現状と課題**

督促とは、受益者が受益者負担金を納期限までに完納しない場合に、その受益者に対してなされる納付の請求であり、都市計画法第75条第3項及び白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条では、次のとおり規定している。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第75条

3 前2項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

（督促及び督促手数料）

第10条 村長は、第6条第2項の規定による納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、督促状を発して督促しなければならない。

さらに、村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例（昭和29年条例第20号）第3条及び白馬村財務規則（平成2年規則第3号）第44条では、それぞれ次のとおり規定している。

村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例（昭和29年条例第20号）

（徴収金の督促）

第3条 村税外収入金を納期限までに納めないものがあるときは村長は、納期限後20日以内に督促状による督促をしなければならない。

2 急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品を履行しないときは、村長は更にこれを金額に算出し、履行期限後20日以内に、納付命令書により納付を命じなければならない。

3 督促状又は納付命令書に指定すべき期限は、その発付の日から15日以内とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

白馬村財務規則（平成2年規則第3号）

（督促）

第44条 予算執行者は、調定をした歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、法第231条の3の規定及び政令第171条の規定により、滞納者ごとに滞納整理票（様式第59号）を作成し、納期限後20日以内に督促状（様式第60号）により督促しなければならない。

2 督促状には、督促状発付の日から起算して10日を経過した日を履行期限として指定しなければならない。

3 予算執行者は、前2項の規定により督促をしたときは、その旨を村税徴収簿（様式第9号）又は税外収入整理簿（様式第10号）に記載しなければならない。

すなわち、これらの規定を整理すると、「定めた納付期日までに受益者負担金を納付しない者があるときは、村長は、納期限後 20 日以内に督促状による督促をしなければならず、督促状には、督促状発付の日から起算して 10 日を経過した日を履行期限として指定しなければならない。また、督促をした場合は、税外収入整理簿に記載しなければならない。」ということになる。

本村では、平成 12 年度までは㈱電算によるシステムで督促状を作成し、平成 13 年度からは三谷コンピュータ㈱によるシステムで作成している。㈱電算によるシステムでは、役場から収納データを㈱電算に送付することにより㈱電算が督促状を集計・印刷して、完成した督促状を役場に郵送していた。これらの事務は、毎年㈱電算に対して『下水道受益者負担金（賦課）電算処理照会文書』によって、どんな業務をいつ行うかといった年間スケジュールを提出することにより行われ、督促状発行業務では『収納データ電算到着日』、『督促状納品希望日』、『督促状発行年月日』、『納期限年月日』を指示していた。一方、三谷コンピュータ㈱によるシステムでは自ら庁内で督促状を発行できるようになり、一括発行、個別発行を選択できるほか、発行年月日、納期限、督促手数料、延滞金を任意で設定することができ、発行（出力）順序を変更することもできるようになった。また、督促状を発行した場合、その発行履歴がシステムに記録されるようになっている。

以上のことから、『下水道受益者負担金（賦課）電算処理照会文書』や収入票に添付されている『督促状兼領収済通知書』を調査すると、間違いなく督促状が発行されていたことは確認できるが、財務規則に規定される『税外収入整理簿』がないことから、督促状の発付日は不明であった。

前述したとおり、都市計画法第 75 条第 5 項では、受益者負担金は国税滞納処分の例により徴収することができることが規定されている。国税の滞納処分と督促状の関係は、国税通則法第 40 条で定められている。これによると督促状を発した日が基準となり、督促の効力が発生する前になされた滞納処分は違法となることから、督促の違法性が滞納処分の違法性に継承されるといった大きな問題に発展する可能性もある。

督促状を規定どおりに発付することはもちろんのことであるが、その旨を必ず記録して保存しておかなければならない。

**国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）**

**（滞納処分）**

**第 40 条** 税務署長は、第 37 条（督促）の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合、第 38 条第 1 項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法 その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■電算処理照会文書による(株)電算への督促状発行の指示状況

#### 平成6年度

期別	データ受領日	納品希望日	データ戻日	督促状発行日	督促状納期限
1	H 6. 7. 18	H 6. 7. 22	H 6. 7. 15	H 6. 7. 25	H 6. 8. 5
2	H 6. 10. 11	H 6. 10. 17	H 6. 10. 3	H 6. 10. 19	H 6. 10. 27
3	H 7. 1. 9	H 7. 1. 17	H 7. 1. 3	H 7. 1. 19	H 7. 1. 27
4	H 7. 4. 3	H 7. 4. 10	H 7. 3. 30	H 7. 4. 12	H 7. 4. 20

#### 平成7年度

期別	データ受領日	納品希望日	データ戻日	督促状発行日	督促状納期限
1	H 7. 7. 18	H 7. 7. 24	H 7. 7. 14	H 7. 7. 25	H 7. 8. 4
2	H 7. 10. 9	H 7. 10. 13	H 7. 10. 6	H 7. 10. 19	H 7. 10. 27
3	H 8. 1. 9	H 8. 1. 12	H 8. 1. 7	H 8. 1. 19	H 8. 1. 29
4	H 8. 4. 8	H 8. 4. 13	H 8. 4. 5	H 8. 4. 12	H 8. 4. 22

#### 平成8年度

期別	データ受領日	納品希望日	データ戻日	督促状発行日	督促状納期限
1	H 8. 7. 2	H 8. 7. 10	H 8. 7. 1	H 8. 7. 15	H 8. 7. 25
2	H 8. 10. 2	H 8. 10. 9	H 8. 10. 1	H 8. 10. 15	H 8. 10. 25
3	H 9. 1. 7	H 9. 1. 14	H 9. 1. 6	H 9. 1. 17	H 9. 1. 27
4	H 9. 4. 2	H 9. 4. 9	H 9. 4. 1	H 9. 4. 15	H 9. 4. 25

#### 平成9年度

期別	データ受領日	納品希望日	データ戻日	督促状発行日	督促状納期限
1	H 9. 7. 1	H 9. 7. 8	H 9. 6. 25	H 9. 7. 15	H 9. 7. 25
2	H 9. 10. 1	H 9. 10. 8	H 9. 9. 25	H 9. 10. 15	H 9. 10. 27
3	H10. 1. 6	H10. 1. 12	H 9. 12. 25	H10. 1. 14	H10. 1. 26
4	H10. 3. 30	H10. 4. 6	H10. 3. 25	H10. 4. 15	H10. 4. 27

#### 平成10年度

期別	データ受領日	納品希望日	督促状発行日	督促状納期限
1	H10. 7. 1	H10. 7. 10	H10. 7. 15	記載なし
2	H10. 10. 1	H10. 10. 8	H10. 10. 15	記載なし
3	H11. 1. 5	H11. 1. 11	H11. 1. 15	記載なし
4	H11. 3. 30	H11. 4. 5	H11. 4. 15	記載なし

## 平成11年度

期別	データ受領日	納品希望日	督促状発行日	督促状納期限
1	H11. 7. 2	H11. 7. 9	H11. 7. 15	H11. 7. 26
2	H11. 10. 4	H11. 10. 12	H11. 10. 15	H11. 10. 25
3	H12. 1. 5	H12. 1. 11	H12. 1. 17	H12. 1. 25
4	H12. 4. 4	H12. 4. 10	H12. 4. 17	H12. 4. 25

## 平成12年度

期別	データ受領日	納品希望日	督促状発行日	督促状納期限
1	H12. 7. 4	H12. 7. 11	H12. 7. 17	H12. 7. 26
2	H12. 10. 2	H12. 10. 11	H12. 10. 16	H12. 10. 25
3	H13. 1. 5	H13. 1. 12	H13. 1. 16	H13. 1. 25
4	H13. 4. 3	H13. 4. 11	H13. 4. 16	H13. 4. 25

**再発防止のための改善策**

## ①諸規定の遵守

i. 督促状は、原則として納期限後 20 日以内に発付する。

(条例及び財務規則で督促は納期限後 20 日以内に行うように規定されているものの、この規定は訓示規定と解され、納期限後 20 日を経過して発せられた督促状であっても、その効力には影響がないと解されている。実際に、県税である自動車税の督促状は、地方税法の規定によらず、収納確認に要する時間等を考慮し、納期限後 20 日を経過してから発せられているとのこと。)

ii. 督促状の納期限は、発付の日から起算して 10 日を経過した日とする。

iii. 督促状を発付する場合は、督促状発付決議書を作成し、決裁を受ける。

### (5) 催 告

#### 現状と課題

催告とは、督促してもなお完納されない場合に、さらに納付を促すための請求をいう。催告については、都市計画法に根拠規定はないが、民法第153条の催告に該当するもので、6ヶ月以内に差押えなどをしなければ時効中断の効力は生じない。(前述)

本村における受益者負担金の賦課徴収業務は、平成12年度までは㈱電算によるシステム、平成13年度からは三谷コンピュータ㈱によるシステムで行っている。㈱電算に委託している期間の業務仕様書を確認すると、督促状の発行は委託業務に入っているが、催告状の発行は委託されていない。ただし、毎年5月もしくは6月に、過年度賦課でまだ納付されていない受益者負担金納付書を一括発行するように指示をしてあり、汎用納付書を用いて催告していたものと思われる。また、当時の収入票を確認すると手書きの納付書も添付されているため、㈱電算が打ち出した汎用納付書の発送後は手書きの納付書で催告していたと思われる。未収金の把握は、毎年5月に㈱電算から納品される未納者一覧表により確認されており、残されていた未納者一覧表を見てみると朱書きで書き込みがされていることから、未収金に対して何らかの管理と徴収事務がされていたものと思われる。

平成13年度以降は、三谷コンピュータ㈱のシステムに替わり、納付書が随時庁内で発行できるようになったことから、書面による催告が柔軟に行えるようになった。また、未納者一覧や滞納整理票も随時発行できるようになり、未納状況の把握や滞納整理業務における利便性は格段に高くなったと思われる。また、平成15年度には催告状用紙の作成業務を発注し、6月から三谷コンピュータ㈱のシステムを使った催告状の発行が可能になった。しかし疑問に感じるのは、平成15年度以降の滞納繰越分の収入票を見てみると、催告状で負担金が支払われた形跡はなく、いずれも汎用納付書あるいは手書き納付書を用いて納付してあった。これによりシステムによる催告状の一括発行は恐らく行われず、滞納整理に合わせて汎用納付書もしくは戸別徴収時に手書き納付書で催告していたものと思われる。なお、平成23年度以降は催告状による催告が定期的に行われている。

上記のほか、残っている文書等で催告の状況を確認してみると、平成10年度には「受益者負担金滞納明細表」を職員が独自に作成し、納付状況が特によくない滞納者19人に対して「受益者負担金納付相談について(通知)」といった通知を送付し、納付相談のうえ分割納付の誓約をとる取り組みを行っている。また、平成12年6月と9月には、全滞納者に対して受益者負担金の未納額を職員が作成した書面により通知して、納付の催告を行っている。催告状の一斉送付を行うようになった平成23年度以降には、「未払い料金支払い催告書」を作成して、未納の受益者負担金について10日以内に納付がない場合は、滞納処分手続きを開始する旨を通知して、納付または納付誓約を促している。

以上のように未納の受益者負担金における催告はまったく行われなかったわけではないが、平成23年度に一斉に催告状を送付したところ、「これまで何の連絡もなかったのに、いきなり催告状が届いた。」といった苦情が多数寄せられたということは、未納の受益者負担金に対して何の催告もなされなかった期間がある程度継続していたものと思われる。また、滞納整理簿に催告や折衝の記録が一切残っていないというのは過去の経過等を知る上でも大きな問題である。

## ■滞納繰越分収入額の推移

(単位：円)

年 度	滞納繰越分収入額	年 度	滞納繰越分収入額
7年度	550,300	16年度	7,501,500
8年度	1,416,170	17年度	11,376,270
9年度	660,500	18年度	3,627,600
10年度	2,230,700	19年度	2,984,400
11年度	3,483,330	20年度	3,320,300
12年度	5,795,974	21年度	2,520,800
13年度	1,261,000	22年度	3,888,600
14年度	3,551,000	23年度	5,651,230
15年度	1,120,500	24年度	9,727,500
		合 計	70,667,674

**再発防止のための改善策**

## ①効果的な催告の実施

- i. 催告状による催告は、現年度分は毎月5日、滞納繰越分は1, 3, 4, 6, 7, 9, 10, 12月の5日に一斉送付する。
- ii. 上記の催告状送付に合わせて電話による催告を行う。
- iii. 村内在住者には、戸別訪問により口頭による催告を行う。
- iv. 分割納付誓約者の履行監視を強化し、不履行の場合は文書及び電話による催告又は滞納処分を行う。

## ②催告の記録保存

- i. 催告状を送付した滞納者と送付した日は、「受益者負担金催告記録簿」に記録し保存する。
- ii. 催告や折衝の記録は、滞納整理簿に記録し保存する。

(6) 延滞金と督促手数料

**現状と課題**

①延滞金

延滞金については、都市計画法第75条第4項から第7項までに次のとおり定めている。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第75条

- 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわなるときは、時効により消滅する。

また、これを受けて白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第11条で、延滞金について規定しており、第2項に定める延滞金の減額又は免除は、同条例施行規第15条第1項に規定している。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

（未納金等の取扱い）

- 第11条 村長は、第6条第2項の規定による納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年100分の14.5（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年100分の7.25）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。
- 2 村長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めた場合においては、前項の延滞金を減額又は免除することができる。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成4年規則第10号）

（延滞金の減免）

- 第15条 条例第11条第2項に規定するやむを得ない理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 負担金を納入すべき者が災害等により納期限までに納付できなかったとき。
  - (2) 負担金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受ける住所、居所、事務所又は事務所が明らかでなく公示送達したとき。
- 2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の申請があったときは、その適否を審査し、その結果を公共下水道事業受益者負担金延滞金減免（承認・不承認）通知書（様式第13号）により当該申請者に通知しなければならない。

そもそも延滞金は一般的に、期限内納入者との負担の公平性確保と期限内納入意識の醸成の意義を持つとされており、都市計画法では延滞金の徴収について、徴収することができるとの国及び自治体の裁量規定であるのに対し、本村の条例では、徴収するものとするとの義務規定となっている。これは、昭和44年に建設省都市局が示した標準条例案がそのようになっていたからであると思われる。にもかかわらず、本村では受益者負担金に関して延滞金を加算して徴収した実績はない。延滞金の徴収は受益者負担金を徴収する以上に困難で、延滞金の徴収については多くの市町村等において課題となっていることが、日本下水道事業団が開催する研修会でも伝えられているが、本村においても同様の事情があったものと思われる。しかしながら、制度開始から長期間にわたる諸般の事情、経過があったにせよ、現行条例にも規定されており、その規定を遵守するのが正当であったものと思われる。

## ②督促手数料

督促手数料に関する規定は、都市計画法には定められていない。督促手数料は、地方自治法第231条の3第2項において、条例の定めるところにより徴収することができる旨の定めがあり、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項において、督促状1通について80円の督促手数料を徴収することを規定しているものである。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（督促、滞納処分等）

第231条の3

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）

（督促及び督促手数料）

2 督促手数料は、督促状1通について80円の督促手数料を徴収する。ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、徴収しないことができる。

督促手数料の徴収に関しては、㈱電算のシステムを使用していた平成12年度までは、督促状の発行に際して㈱電算に対し80円の督促手数料の出力を指示していたことから、負担金に督促手数料を加えた金額を徴収しているが、催告書（翌年以降発行される汎用納付書や手書納付書）には、督促手数料を追加記入していないため負担金だけを徴収している。また、平成13年度以降、三谷コンピュータ㈱のシステムに替えてからも、督促状には80円の督促手数料を付して発行するものの、催告書の段階では督促手数料を課していない。このことは恐らく、三谷コンピュータ㈱のシステムは、督促手数料の収納状況までを管理するようになっていないため、当初、発行する督促状にはすべて督促手数料を付して発行するものの、催告書の段階では

## 第2 検証結果と改善の方向

督促手数料が納付されているかどうか確認ができないため、督促手数料を付さずに発行しているものと推測される。

しかしながら受益者負担金においては、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収することが規定されていることから、督促状が発行された以降は督促手数料の収納状況を管理し、納付されなければ徴収していくべきものと思われる。ただし、例えば受益者が督促手数料が付されていない当初の納付書を用いて入金してきた場合、80円の督促手数料を徴収するために80円以上の費用をかけて徴収するような状況が生じることになるが、この状況で督促手数料の徴収を放棄した場合、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項ただし書きの「村長がやむを得ない理由があると認める場合」に該当するかどうか十分に検討する必要がある。

これら延滞金や督促手数料への対応については、下水道受益者負担金に限る問題ではなく、村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の対象となる分担金、使用料、加入金、負担金、手数料などすべての税外収入金に関係する問題であることから、今後、庁内で研究して結論を出していく必要があると思われる。

### 再発防止のための改善策

#### ①延滞金の徴収

- i. 延滞金の徴収に関して他の税外収入金とともに庁内で調整をし、必要があれば条例改正を行うための措置を講じる。
- ii. 地方税に係る延滞金、還付加算金の利率が地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第3条の2に基づき、平成26年1月から引き下げられることになったことから、受益者負担金に係る延滞金利率を今回の地方税の見直しに準じた延滞金利率に改正することを検討する。

#### ②督促手数料の徴収

- i. 平成25年度以降に納付年度を迎える受益者負担金においては、督促手数料が発生した場合にはその督促手数料を帳簿により管理することとし、督促手数料が徴収されていなければ督促手数料を加えて催告するものとする。
- ii. 上記の場合、督促手数料を加えていない当初の納付書等で入金してきた場合の対応については、今後庁内で調整を図る。

## (7) 滞納処分

**現状と課題**

本村においては、受益者負担金に多額の未収金が生じていたにもかかわらず、これまで滞納処分を行った実績はない。

受益者負担金の滞納処分については、前述したとおり都市計画法第75条第5項により、国税滞納処分の例によって強制徴収できることを定めている。一方、地方自治法第224条に基づく区域外流入分担金や加入分担金の滞納の取り扱いについては、同法第231条の3第3項で次のように定められているが、本村の分担金制度は、同法附則第6条に該当しないため、地方税の滞納処分の例による強制徴収することができず、裁判所の債権差押命令により強制執行をすることになる。なお、地方自治法の逐条解説によると、昭和38年の改正前の法では「国税滞納処分の例」となっていたものを「地方税滞納処分の例」と改めたのは、地方税が国税の滞納処分の例によっていることから、身近な法律によることとしたもので実質は変わらないとされている。

## 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（督促、滞納処分等）

## 第231条の3

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 附 則

第6条 他の法律で定めるもののほか、第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 1 港湾法（昭和25年法律第218号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 3 下水道法（昭和33年法律第79号）第18条から第20条まで（第25条の10において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

受益者負担金や下水道使用料は公課として位置付けられ、自力執行権があることから、裁判所などの司法の執行機関の権力機関を通じて債権の回収を図る必要はない。しかし、自力執行権があるとしても、だれもが差押えなどの滞納処分を任意にできるというわけではない。滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第2条では、「滞納

## 第2 検証結果と改善の方向

処分」、「徴収職員等」の用語を次のように定義している。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。

2 この法律において「徴収職員等」とは、徴収職員、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

また昭和 56 年に全部改正された国税庁長官による同法逐条通達によると、「徴収職員」とは、国税徴収法第 2 条第 11 号に規定する徴収職員をいい、「徴税吏員」とは、地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員をいい、「その他滞納処分を執行する権限を有する者」とは、健康保険法等の規定に基づき滞納処分を執行する権限を有する者をいう。」とされる。本村職員が該当する徴税吏員は、地方税法第 1 条第 1 項第 3 号で、「道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市長村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。」とされる。すなわち本村の受益者負担金や下水道使用料の滞納処分ができるのは、白馬村長もしくは白馬村長の委任を受けた村職員ということになる。また、徴税吏員の委任に関しては、昭和 25 年 8 月 25 日の地財委税第 181 号において、「徴税吏員は条例において、地方税法に規定する徴税吏員の職務権限を規定するとともに、別途徴税吏員の発令を要すること」とされることから、『上下水道課勤務を命ずる』と発令しただけでは当該職員を徴税吏員として委任したことにはならない。したがって本村の下水道担当職員は、受益者負担金の納付の告知、督促、催告、戸別訪問徴収などまでは行うことができるが、滞納処分の前段階となる財産調査に伴う質問や調査から先の行為についてはできない。

条例による委任については次の 2 通りの方法が考えられる。

- ①下水道事業受益者負担に関する条例及び公共下水道条例など、滞納処分を行おうとする負担金、使用料などの根拠条例に徴収委任に関する条文を加える。
- ②村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例に徴収委任に関する条文を加える（題名を『村税以外の諸収入金の督促及び滞納処分に関する条例』などと改める。）。また、徴税吏員が携行する「徴税吏員証」に関する規定についても、当該条例に盛り込むか別途施行規則を制定するか 2 通りの方法が考えられる。

さて、本村に限らず、受益者負担金の滞納対策に苦慮している自治体は多い。その原因として次の点が挙げられる。

- ①下水道事業に対する反対や無理解
- ②賦課方法に対する不満
- ③賦課金額に対する不満
- ④生活困窮、事業不振による支払い能力の欠如
- ⑤受益者の居所不明や異動
- ⑥未収のまま長時間が経過し徴収権が時効により消滅

一方、下水道事業者側の事情としては、その原因として次の点が挙げられる。

- ①未納債権に対する認識の甘さ
- ②滞納整理に関する知識の不足
- ③未納が続いても具体的な対応を取っていない

これらの自治体は実効性のある滞納対策を取ることなく、不納欠損として処分する場合がありますとされ、まさに本村の状況と同様である。このように適切な滞納整理が行われることなく不納欠損として処理される受益者負担金を発生させないためにも、今後は受益者負担金、区域外流入分担金や加入分担金の性格を良く理解したうえで、適正な滞納整理を行うことが必要であると思われる。それには、債権の保全、回収のために、いつ、何を、どのようにして行うのかについて、標準的な事務フローを作成することや、前述したとおり受益者負担金は「国税滞納処分の例による」こととされているため、国税徴収法第5章、同法施行令及び同法施行規則のうち滞納処分に関する規定を包括的に準用することから、国税徴収法の法規を学ぶことはもちろん、地方税法などの知識を習得し、その解釈や実務の運用に習熟する必要がある。さらに差押えなどを行う場合には、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、不動産登記法などの知識及び破産法、会社更生法、民事再生法などのいわゆる倒産再建関連法規と滞納処分の関連についての知識及び各種の裁判例の習得も必要であると思われる。

## 再発防止のための改善策

### ①滞納処分における事務執行の適正化

- i. 平成25年度定期監査結果で意見された事項を実施する。
  - ・受益者負担金等の滞納者は、村税の滞納者と同一人であることが多く、庁内で競合するケースがあるため、徴収体制の一元化について検討する。
  - ・債権管理を確立し、そのうえでガイドラインをたて、債権管理マニュアルを作成する。
- ii. 村税以外の諸収入金の取り扱いについて総務課と協議した上で、受益者負担金、下水道使用料の滞納処分を執行するために徴収委任に関する規定を条例化する。
- iii. 税務課職員から、滞納処分に係る法規や実務に関する指導・助言を受ける。
- iv. 日本下水道事業団が開催する下水道経営セミナー滞納対策コースや、税務課職員が参加している日本経営協会が開催する行政管理講座へ積極的に参加する。

(8) 不納欠損処分

**現状と課題**

不納欠損処分とは、受益者負担金を賦課して歳入額を調定したものの、収納がないにも関わらず徴収事務を終了し当該債権額を翌年度繰越額から除くための決算上の処分であり、消滅時効の成立や債権放棄により債権が消滅した場合などに行う。消滅時効に関しては、『(1) 徴収権の消滅時効』で記載したとおりであるが、債権の消滅については、国税徴収法第153条で滞納処分の停止の要件等として次のとおり規定している。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（滞納処分の停止の要件等）

第153条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

(1) 滞納処分の執行及び租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第2条第2号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第3号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第11条の2第1項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき。

(2) 滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) その所在及び滞納処分の執行等をするのできる財産がともに不明であるとき。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 税務署長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

これら国税徴収法による規定は、地方税法第15条の7において同様の内容で規定されているため、村税や下水道使用料などの不納欠損処理とまったく同様であり、都市計画法で国税滞納処分の例により徴収すると定められている受益者負担金であっても容易に事務処理ができたものと思われる。

しかしながら本村の受益者負担金においては、賦課徴収が始まった平成6年度以降1件の不納欠損処理もされずに決算処理がされ続け、平成23年度になって初めて不納欠損処分がなされた。このことについては、まったくもって不可解である。下水道使用料においては執行停止処理がされ、その結果不納欠損処分も行われている。滞納処分執行停止決議書や不納欠損調書も村長決裁を受け、課内回覧もされている。それなのに同じ課内で同様の事務が行われるべき受

益者負担金の処理がなぜされないのか。下水道事業特別会計の決算書を見ても、下水道使用料は不納欠損処分されているのに受益者負担金は不納欠損処分がされていないことに疑問が生じないのか。

過去の受益者負担金担当者が決裁行為を行った文書綴りを確認すると、平成16年10月に唯一、不納欠損処理に係る起案文書が残されていた。内容は、平成7年に賦課した受益地について平成7～9年までは受益者負担金が納付されたものの、平成9年に所有権が移転したことにより平成10年と11年の受益者負担金が未収となった。旧所有者及び新所有者からは受益者異動申告書が提出されず、また、双方とも支払いに応じないことによるということであった。この事務処理について検証してみると、まず、白馬村事務処理規則（平成2年訓令第1号）第4条では、不納欠損処分に係る事項は村長決裁とすることが定められているが、この起案文書の決裁区分には課長決裁に印が付けてあり、実際に課長の捺印までで決裁されていた。次に現在の解釈によると平成16年10月の時点では、平成10年度及び平成11年度の第1期分は既に消滅時効が成立しているため、欠損事由は消滅時効となるものであるが、これは当時の時効解釈が第20期の納期限が時効の起算日とされていたとすれば納得できるものである。しかしながら、徴収権の消滅による不納欠損であるならば、まず、滞納処分の執行停止の処理がされ、それから3年経過した後には不納欠損処分されるのが本来である（実際には3年経過する前に消滅時効が成立し、それが事由で欠損処理される事案である。）。この一連の処理を見ると不納欠損処分の実務をまったく理解していないことがわかる。結局、この不納欠損処分は課長決裁を受けた後に、受益者負担金システムで不納欠損処理がされている。ここでまた疑問が生じるわけであるが、受益者負担金システムで欠損処理をしたものの、財務会計システムで不納欠損処理をしていなかったものと思われる。その理由として平成16年度の決算において、受益者負担金の不納欠損額は無いことになっている。この結果、受益者負担金システムが持つ過年度未収金額と財務会計システムが持つ滞納繰越金額（決算書上の数字）に差異が出ることになる。このような状況でどうして決算処理ができたのか。既に受益者負担金システムと財務会計システムの未収金に大きな違いがあり、收拾がつかない状況にあったのではなかろうかと推察される。

平成23年度には初めて不納欠損処分がされた。ただし、副村長の指示により消滅時効にかかる債権は除き、滞納処分の執行停止による納入義務の消滅による事由だけを欠損処分とした。この処理を見ると、起案の件名は「不納欠損処分について」とされ、決裁は村長決裁を経ている。添付された帳票には、欠損処分をする者の氏名、住所、賦課年度、欠損金額、執行停止した事由と不納欠損の根拠法が記載されている。本来であれば、滞納処分執行停止決議書により執行停止の決裁を受けた上で、財務規則による歳入不納欠損調書により不納欠損処分の決裁を受けなければならないが、起案文書に添付された帳票には、決議書や調書に記載されるべき事項が記載されていることから、まったく誤った処理がされたというわけではない。また、財務規則（平成2年規則第3号）第46条第2項に規定する、村税徴収簿、滞納整理票又は滞納繰越票への記載に代わる受益者負担金システムへの入力や、会計管理者への通知のために必要な歳入不納欠損通知書に代わる不納欠損票の起票は適正に行われていた。

ただし、この不納欠損処分にあたってはすべての物件を即時消滅として扱っているが、その是非が問われるところである。前述したとおり国税徴収法（地方税法も同様）では、第153条第4項で執行停止が3年間継続したときに消滅すると規定されている。また第5項では、限定

## 第2 検証結果と改善の方向

承認に係るもの、その他徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができると定めている。この第5項の解釈は、国税徴収法基本通達では次のように規定している。

### (直ちに消滅させることができる場合)

- 16 法第153条第5項の「その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 限定承認をした相続人が相続によって承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産について滞納処分の執行等を行うことができないとき（第153条関係2-2(2)イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く。）。
  - (2) 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について滞納処分の執行等を行うことができる財産がないとき（第153条関係2-2(2)イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）。
  - (3) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、滞納処分の執行等を行うことができる財産がないとき、又はその所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。
  - (4) 株式会社又は協同組織金融機関等について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による更生計画が認可決定された場合において、更正又は決定の遅延等により未納の国税及び滞納処分費を更生債権として期日までに届け出なかったために更生計画により認められず、会社更生法第204条《更生債権等の免責等》又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第125条《更生債権等の免責等》等の規定によりその会社が免責されたとき。

したがって国税においては、上記以外の場合は第4項に基づき、滞納処分の停止をした日の翌日から起算して3年を経過した日に不納欠損処分をしなければならないと解される。本村の受益者負担金においては、これらの他にも「徴収することができないことが明らかであるとき」に該当する要件があつてしかるべきだと思ふが、その判断基準を明確にして適正な処理をする必要があると思われる。

平成24年度には、平成6年度の当初賦課から平成19年度第3期分までのすべて消滅時効に係る不納欠損処分を行い、その金額は105,049,826円にも上った。もはや徴収不能となり不良債権化した受益者負担金をあたかも徴収可能な資産として決算書に計上しておくことは、健全財政を運営する上で好ましいことではなく、慎まなくてはならない。それには適正な不納欠損処分を速やかに行うことが重要であると言える。

## ■事由別不納欠損額

(単位：円)

年度	消滅時効	滞納処分 停止後3年	滞納処分停止後即時欠損			合計
			財産がない	生活窮迫	所在・財産不明	
H23	0	0	3,930,200	0	6,001,800	9,932,000
H24	105,049,826	0	0	0	91,000	105,140,826

## ■消滅時効による不納欠損額（平成24年度決算数値）

(単位：円)

納付年度	1期	2期	3期	4期	合計
H 6	107,800	107,300	107,300	107,300	429,700
H 7	211,800	221,200	209,400	209,400	851,800
H 8	310,600	320,100	320,100	320,100	1,270,900
H 9	515,700	594,600	782,600	889,100	2,782,000
H10	1,213,200	1,233,200	1,214,600	1,165,600	4,826,600
H11	1,934,100	2,287,926	2,358,100	2,240,200	8,820,326
H12	2,405,600	2,560,500	2,758,400	2,631,300	10,355,800
H13	2,491,900	2,595,300	2,469,300	2,621,200	10,177,700
H14	2,059,900	2,049,700	2,252,000	2,158,500	8,520,100
H15	2,313,300	2,680,200	2,682,500	2,667,400	10,343,400
H16	2,756,700	2,916,400	3,021,400	2,928,300	11,622,800
H17	3,391,000	3,559,700	3,606,300	3,600,000	14,157,000
H18	3,941,400	3,858,100	3,692,000	3,579,600	15,071,100
H19	1,777,700	1,913,100	2,129,800		5,820,600
合 計					105,049,826

## 再発防止のための改善策

### ①消滅時効の管理

- i. 消滅時効が成立する日が適正に管理できるように所要の措置を講ずる。（具体的には『（6）徴収権の消滅時効』を参照）

### ②滞納処分の執行停止の処理の円滑化

- i. 適正な滞納処分の執行停止の処理を行うため、滞納者の状況に応じた実情調査、財産調査等を行い、その結果を「滞納処分の執行停止調査書」に記入するとともに証拠書類を添付して供覧する。
- ii. 上記調査書の様式は、過去に当課で使用していたものを基本とし、税務課及び他市町村の様式を参考にして見直しを図る。
- iii. 国税徴収法第153条第1項（地方税法第15条の7第1項）に規定する滞納処分の執行停止要件について、それぞれその基準を明確にする。また、その基準を明文化した指針の作成を検討する。
- iv. 滞納処分の執行停止にあたっては、「滞納処分執行停止決議書」により村長決裁を受ける。
- v. 滞納処分の執行停止後3年を経過する日が容易に把握できるような帳簿を作成する。

### ③適正な不納欠損処分

- i. 都市計画法第75条第7項に規定する時効の完成により、受益者負担金の徴収権が消滅したときは直ちに不納欠損処分を行う。
- ii. 国税徴収法第153条第4項（地方税法第15条の7第4項）に規定する滞納処分の執行停止が3年間継続したことにより受益者負担金の納付義務が消滅したときは直ちに不納欠損処分を行う。
- iii. 国税徴収法第153条第5項（地方税法第15条の7第5項）に規定により、受益者負担金を徴収することができないことが明らかであるときは、滞納処分の執行停止を行った後直ちに不納欠損処分を行う。
- iv. 上記iiiの場合適正な即時消滅を行うため、「徴収することができないことが明らかであるとき」の基準を明確にする。また、その基準を明文化した指針の作成を検討する。
- v. 不納欠損処分をするときは、財務規則第46条第1項に規定する「歳入不納欠損調書」を作成し村長決裁を受ける。
- vi. 不納欠損処分をしたときは、受益者負担金システムに入力するとともに、財務規則第46条第2項に規定する「歳入不納欠損通知書」を作成し、その旨を会計管理者に通知する。

### 3 土地の管理に関すること

#### (1) 下水道台帳の管理

##### **現状と課題**

下水道台帳は、紙ベースの排水管施設平面図から、平成 11 年度に国際航業株式会社が提供する下水道情報システム「せせらいん」に電子化された。下水道情報システムでは、次の3つの状況を画面表示、プリントアウトできる。

##### ①排水管平面図

平成 17 年度に工事休止するまでの下水道施設（本管と公共柵）と認可区域を表示する。また、下水道に接続した家屋は竣工図を張り付けてあり、選択することによって各戸の宅内排水管平面図と縦断面図を表示することができる。

##### ②受益地

公図を賦課地（宅地）、猶予地（農地）、山林、原野、鉄道用地、水路、公衆用道路、公民館敷地等、雑種地、賦課替え地の区分別に色別表示ができ、受益地の状況が把握できる。

##### ③賦課状況

賦課状況図は、公図を賦課地、徴収猶予地、減免（住宅）、賦課対象外、賦課替え地の区分別に色別表示ができ、賦課状況の把握ができる。

しかしながら国土調査が実施されていない地域は、受益地や賦課状況を公図に重ねて表示した際に、現況平面図と大幅にずれているため、場所の特定ができないことや、区域外流入における工事の未補正箇所、各戸の排水施設補正がされていない箇所が散見される。

また、システムのデータ更新については、現在、建設工事が休止となっていることから各戸の排水施設の補正だけとなっており、2年に1回程度の追加補正を実施してきている。そのため、以前からの誤記入や区域外流入排水管の補正がされていない場合があったり、受益者負担金の徴収猶予が解除された情報が反映されていなかったりする場合もある。

この結果、排水設備接続工事申請の受付及び協議において、下水道情報システムだけでは判断に苦慮する場合が生じていることから、受益者負担金システムが持つ賦課情報と合わせて確認作業を行っている。徴収猶予の解除や受益者の変更に伴う受益地の異動処理は、受益者負担金システムで行われる作業であることから、下水道情報システムだけで判断するのではなく、必ず受益者負担金システムにおいて最新の状況を確認する必要があることは言うまでもないが、下水道情報システムの持つデータの定期的なメンテナンスは不可欠であると思われる。また、通常は〔区域設定 → 工事〕の順で事業実施となるが、本村の場合は、工事優先で区域設定は後付であったと思われる。今後の業務執行においても正しい排水区域の把握が必要であることから下水道情報システムのデータ更新作業を進めなければならない。

■（参考）東部地区農業集落排水施設の公共下水道への統合申請について

東部地区農業集落排水施設の公共下水道への統合申請は平成22年度より進め、供用開始は平成26年4月を予定している。

通常の下水道排水区域は、本管が敷設された道路脇全ての土地が基本的に排水区域となり“面”で区域設定される。しかし東部農集排地域では組合員1口毎に負担金を賦課している。東部地区の排水区域は、各戸から農業集落排水に接続してある地番を明記した“確約書”を提出していただき設定した。結果として排水区域は通常の“面”と違い、“点”での設定となる。排水区域として設定した土地以外は排水区域外となる。

排水区域の設定の基礎となる各戸から提出された確約書の約8割には記入誤りがあった。

主な誤りの内容としては…

- ①枝番の記入漏れ
- ②農業集落排水に接続した土地と違う土地の記入
- ③農地の記入

この要因は住民の理解不足もあるが、下水道事業に対する説明の難しさもある。通常、住民が認識している自宅の地番と公図上の地番が違っていても、日常生活には支障がない。しかし行政が事業を実施する上では大きな支障となる。

区域設定は、今後の台帳管理、土地管理において最も重要となるため、慎重に実施しなければならない。この認識のもと図面の確認とともに現地確認に相当の時間を要した。現地確認は必ず2人の職員で行い、地権者と立会い双方で確認をした。図面上だけではわからない発見もあり、改めて現場確認の重要性を認識した。図面確認・現場確認が終了後、修正図面を委託業者に作成してもらい、平成26年3月に公告後、区域決定となる。なお下水道情報システムへの補正は、平成25年度中に実施するが、一部（管路図）は平成26年度に実施する。

（参考）東部農集排統合におけるスケジュール（平成25年11月現在）

作業内容	実施年月日・予定	備考
東部地区排水処理組合総会で今後のスケジュール説明	平成25年4月13日	村・住民
第1回打合せ（国際航業）	平成25年5月9日	村・業者
確約書提出	平成25年5月31日	住民→村
第2回打合せ（国際航業）	平成25年6月11日	村・業者
区域図面、地番リスト作成	平成25年8月9日	業者
確認作業（公図及び現地）	平成25年9月3日完了	村
東部地区排水処理組合理事会において進捗状況説明	平成25年9月3日	村・住民
第3回打合せ（国際航業）	平成25年9月4日	村・業者

作業内容	実施年月日・予定	備考
図面修正作業	平成25年9月30日まで	業者
東部地区排水処理組合員へ排水区域確認書類送付 (127名 343筆)	平成25年10月12日	村→住民
縦覧	平成25年10月31日まで	村
第4回打合せ(国際航業)修正図面提出	平成25年11月5日	村・業者
第5回打合せ(国際航業)修正図面受取	平成25年12月5日	村・業者
台帳(紙・せせらいん)作成	平成26年3月上旬	業者
公告	平成26年3月下旬	村
供用開始	平成26年4月1日	村
下水道料金適用(暫定料金のため)	平成26年6月	村

### 再発防止のための改善策

#### ①下水道情報システム(下水道台帳)の更新

- i. 下水道情報システムのデータ補正を毎年実施する。
- ii. 賦課状況図に「区域外流入による賦課」「徴収猶予解除」「加入分担金賦課済」の区分を追加する。
- iii. 公図上の不明点は、現地確認と住民周知が必要になる。また、公図の補正については国土調査の進行に合わせて行う。
- iv. 図面確認は公図・都市計画図を重ねての図面で行う。
- v. 必要があれば、現場確認等の再調査を行い、戸別、排水管の補正を行う。
- vi 「国土交通省令・環境省令」の規定を確認し、図面及び既存添付データの補正を行う。

### 4 その他

#### (1) 決算数値

##### **現状と課題**

受益者負担金の収納業務は当初、(株)電算のシステムを利用していたが、当時は(株)電算では、受益者負担金の5年20期の調定で、かつ納付方法が支払者の都合による全期一括納付、年数経過後の残額一括納付等の調定変更に対応ができなかったため、職員が1件1件手作業で行っていた。これでは正確性に疑問があり、加えて供用開始により毎年新たな賦課地が増加し、期別毎に納付する受益者は5年間管理を行うなど大変な作業となっていた。そこで三谷コンピュータ(株)がこれらの不具合を解消できるシステムであったことから、平成13年に現行の受益者負担金システムへと移行した。

三谷コンピュータ(株)の受益者負担金システムでは、当年度の調定金額を把握し、それをもって(株)電算が提供する財務会計システムに調定として計上する。また収入金については、会計管理者が収入日ごとに集計した収入票により確認され、それを受益者負担金システムにはフロッピーディスクにより取り込み、個々の調定収入を管理している。財務会計システムにおいては、調定・収入により受益者負担金の決算を行っている。

平成24年6月に作成した「白馬村公共下水道受益者負担金問題調査報告書」中、「公共下水道受益者負担金決算数値(H6～H23)」の数値が決算書と合致せず、平成23年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対して、「決算書における数値の錯誤について、その原因を調査し、正確な数値を確定させること。」との附帯決議がなされたことから、25年6月、「決算数値誤差調査結果」をまとめた。

調査方法については、受益者負担金システムから出力され残っていた「滞納繰越一覧表」をもとに調定及び収入金を確認した。平成14年度には、財務会計システムと受益者負担金システムの誤差について調査を行っていた。また、平成18年度末時点での未収金額について、決算書と受益者負担金システムの数値が一致しているのが確認できた。よって平成19年度から23年度までを調査対象とした。

受益者負担金の徴収は6月に納付書を発送し、第1期納期までに各期別に納付する人、その年度分を前納する人、全納期分を一括納付する人それぞれであるため、調定については十分注意する必要がある。また負担金の調定・収入・決算については、財務会計システムで行っているため受益者負担金システムとの相互の処理が必要となる。

今回の錯誤については、受益者負担金システムだけで処理が終わってしまい、財務会計システムでの処理がされなかったことが大きな原因と思われる。調定、調定更正が財務会計システムに反映されていない、年度末の収入が現年度で受けるものと過年度で受けるものを間違った処理をした等、システム相互の確認不足が滞納繰越金額(翌年度の滞納繰越分調定)を変えてしまい、当年度の調定金額に未計上のものが発生した。

平成19年度においては年度の途中から賦課されたもの、前納されたもの、更正のあったもので4,125,300円の調定計上不足、平成20年度においては口座振替分、新規賦課分、調定更

正分で4,298,500円の計上不足、平成21年度においては口座振替分、新規賦課分、調定更正分で4,616,300円の計上不足、平成22年度においては口座振替分、新規賦課分で1,190,900円の計上不足、平成23年度においては108,000円の調定の計上漏れがあった。

上下水道料金のように、料金システムと財務会計システムが1台の端末で処理でき、互いに連携が取れているものと違い、まったく別システムであることから、課員の連携ができていなかったものと思われる。

### 再発防止のための改善策

#### ①調定・収入金・滞納繰越の確認

- i. 受益者負担金システムと財務会計システムの調定、収納結果を確実に両システムへ反映させることにより、正確な数値の共有を行う。

相互の確認として、

	受益者負担金システム（三谷）	財務会計システム（電算）
調定	納付書発行一覧	調定票
収入	年度別収納状況表	収入伝票
年度末	滞納繰越一覧	未収金

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■ 受益者負担金 決算数値

(H6～H18 は決算数値より)

年度	区分	調定額(円)	収入額(円)	未収金額(円)	
6年度	現年度調定	55,153,600	53,438,800	1,714,800	
	合計	55,153,600	53,438,800	1,714,800	
7年度	現年度調定	104,020,900	101,546,300	2,474,600	
	滞納繰越分	1,714,800	550,300	1,164,500	
	合計	105,735,700	102,096,600	3,639,100	
8年度	現年度調定	100,310,500	95,685,600	4,624,900	
	滞納繰越分	3,639,100	1,416,170	2,222,930	
	合計	103,949,600	97,101,770	6,847,830	
9年度	現年度調定	220,286,800	206,032,400	14,254,400	
	滞納繰越分	6,847,830	660,500	6,187,330	
	合計	227,134,630	206,692,900	20,441,730	
10年度	現年度調定	129,655,900	102,066,050	27,589,850	
	滞納繰越分	20,441,730	2,230,700	18,211,030	
	合計	150,097,630	104,296,750	45,800,880	
11年度	現年度調定	166,014,730	144,327,500	21,687,230	
	滞納繰越分	45,800,880	3,483,330	42,317,550	
	合計	211,815,610	147,810,830	64,004,780	
12年度	現年度調定	161,272,070	131,996,100	29,275,970	
	滞納繰越分	64,004,780	5,795,974	58,208,806	
	合計	225,276,850	137,792,074	87,484,776	
13年度	現年度調定	143,748,500	109,858,200	33,890,300	
	滞納繰越分	87,484,776	1,261,000	86,223,776	
	合計	231,233,276	111,119,200	120,114,076	
14年度	現年度調定	94,744,500	76,662,200	18,082,300	
	滞納繰越分	86,940,926	3,551,000	83,389,926	
	合計	181,685,426	80,213,200	101,472,226	▲ 33,173,150 賦課替え
15年度	現年度調定	155,330,900	134,517,560	20,813,340	
	滞納繰越分	101,472,226	1,120,500	100,351,726	
	合計	256,803,126	135,638,060	121,165,066	
16年度	現年度調定	114,660,960	104,118,800	10,542,160	
	滞納繰越分	121,165,066	7,501,500	113,663,566	
	合計	235,826,026	111,620,300	124,205,726	
17年度	現年度調定	83,031,120	58,234,520	24,796,600	
	滞納繰越分	123,465,026	11,376,270	112,088,756	▲ 740,700 調定更正分
	合計	206,496,146	69,610,790	136,885,356	
18年度	現年度調定	75,700,700	52,291,700	23,409,000	
	滞納繰越分	114,156,556	3,627,600	110,528,956	▲ 22,694,800 賦課替え
	合計	189,857,256	55,919,300	133,937,956	▲ 34,000 更正による
H6～18年度 計		1,603,931,180	1,413,350,574	190,580,606	

## 第2 検証結果と改善の方向

年度	区分	調定額(円)	収入額(円)	未収金額(円)	
19年度	現年度調定	39,835,000	17,381,840	22,453,160	
	滞納繰越分	133,815,056	2,984,400	130,830,656	△122,900 調定更正分
	合計	173,650,056	20,366,240	153,283,816	
20年度	現年度調定	26,874,900	11,542,500	15,332,400	△567,800 調定更正分 ▲4,995,700 賦課替え ▲1,659,800 地目変更
	滞納繰越分	146,060,516	3,395,900	142,664,616	
	合計	172,935,416	14,938,400	157,997,016	
21年度	現年度調定	14,921,900	8,270,600	6,651,300	△205,900 調定更正分 賦課替等 ▲9,904,100 不納欠損 9,932,000
	滞納繰越分	157,997,016	2,520,800	155,476,216	
	合計	172,918,916	10,791,400	162,127,516	
22年度	現年度調定	13,856,700	11,960,300	1,896,400	△421,700 誤賦課により 不納欠損 105,140,826
	滞納繰越分	162,127,516	3,990,600	158,136,916	
	合計	175,984,216	15,950,900	160,033,316	
23年度	現年度調定	6,618,500	6,510,500	108,000	滞納繰越収入/振替不足含むと 9,727,500 決算書数値
	滞納繰越分	149,923,316	5,651,230	144,272,086	
	合計	156,541,816	12,161,730	144,380,086	
24年度	現年度調定	3,180,500	3,180,500	0	
	滞納繰越分	134,026,386	9,614,300	124,412,086	
	合計	137,206,886	12,794,800	124,412,086	
19～24年度計		105,287,500			
6～24年度合計		1,709,218,680	1,500,354,044	208,864,636	

現年度調定合計	1,709,218,680		
賦課替え等	▲63,298,150		
更正変更分計	△896,600		
H23 不納欠損額	▲9,932,000		
賦課替え等	△9,904,100		
誤賦課による調定減額	△421,700		
H24 不納欠損額	△105,140,826		
<b>総合計</b>	1,519,625,304	1,500,354,044	19,271,260

(20円入金のまま)

- ※1  太枠は、「滞納繰越一覧表」があるもの
- ※2 負の値の△は、今回の調査で判明したもの
- ※3 平成12年度以前は合計調定額の記録しかないため、前年度の未収金を滞納繰越分調定額に計上し、合計調定額から当該滞納繰越分調定額を差し引き、現年度分調定額を算出した。

## 第2 検証結果と改善の方向

### ■受益者負担金 決算数値

更正額(円)	年度	更正内訳額(円)	事由			
▲ 63,298,150	14年度	33,173,150	賦課替え	起案文書は存在するが内訳不明		
	17年度	740,700	調定更正分	調定票は起票されているが内訳不明		
	18年度	22,694,800	賦課替え	条例第11条第3項により	39名	
		34,000	更正による	調定票は起票されているが内訳不明		
	20年度	4,995,700	賦課替え	条例第11条第3項により	2名	
		1,659,800	地目変更	平成15年度に賦課された土地が売買され地目に変更されていたため猶予地に変更、それによる調定減額		
△ 896,600	19年度	122,900	調定更正分	平成13年度の条例改正による還付処理にける調定減額漏れ	1名	
	20年度	567,800	調定更正分	調定減額	3名 760,100円 調定増額	1名 192,300円
	23年度	205,900	調定更正分	調定減額	1名	
▲ 9,932,000	23年度	9,932,000	不納欠損	前頁参照		
△ 9,904,100		9,904,100	賦課替え等	賦課替え等による調定減額	16名	
△421,700	24年度	421,700	誤賦課	誤賦課による調定減額	2名	
△105,140,826		105,140,826	不納欠損	前頁参照		

## (2) 加入分担金賦課

**現状と課題**

下水道加入分担金は、地方自治法第224条の規定に基づき、下水道事業の投資及び償還の財源に充てるために、排水設備を下水道に接続する際に徴収する分担金である。

**地方自治法（昭和22年法律第67号）****（分担金）**

**第224条** 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

当初、下水道事業から恩恵を受ける者に対しては、すべて都市計画法に基づく下水道事業受益者負担金を賦課してきたものであるが、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項及び第11条第3項により受益者負担金の賦課に替えて、白馬村下水道加入分担金徴収規則（平成13年規則第6号）により分担金として徴収するために賦課をすと改めたのがこの制度である。加入分担金賦課の対象となるのは、①平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった区域内における1,000平方メートル以上の社会体育施設用地及び賦課対象区域内の地目が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地（条例第6条第1項） ②排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部または全部を3年経過しても支払わない場合（条例第11条第3項） としている。

**白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第17号）****（負担金の賦課及び徴収）**

**第6条** 村長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった区域内における1000平方メートル以上の社会体育施設用地（建築物を有するものを除く。）及び賦課対象区域内の地目が山林、原野（山林としての形状を有しているものに限る。）である土地については負担金の賦課に替え、村長が別に定める白馬村下水道加入分担金徴収規則（以下「加入金規則」という。）により賦課をするものとする。

**（未納金等の取扱い）****第11条**

**3** 第1項の規定にかかわらず排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部または全部を3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課替えをすることができるものとする。

下水道加入分担金は、下水道に接続しようとする一団の土地に対して1㎡あたり1,350円を乗じて賦課するもので、排水設備を下水道に接続する30日前までに全額納付するものと規定されている。また、既に支払済みの受益者負担金がある場合、その金額を900円で面積換算し、その面積分を減じて賦課することとしている。

## 第2 検証結果と改善の方向

---

この制度の施行にあたり、平成13年3月31日以前に受益者負担金として賦課した土地について、加入金制度の要件である1,000平方メートル以上の社会体育施設用地と現況が山林である土地をリストアップし、その所有者に対して「公共下水道受益者負担金と下水道加入分担金の選択について（平成13年11月27日付け白下水第461号）」を通知した。この通知には、加入分担金徴収規則の概要、賦課替えすることができる土地の地番と面積、還付金額が記載されており、「下水道受益者負担金にかかわる還付申請書」と位置図を同封して対象者に送付した。これを受け取った対象者は、『加入金制度に賦課替えし還付を受ける』、もしくは、『今後当該地を造成する可能性を考慮し還付を受けない』のどちらかを選択して、署名、押印のうえ提出をした。

以上のことは、条例改正の前後における受益者の公平を保つために取られた措置であると思われるが、条例第6条第1項ただし書きでは、「平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となった…」と規定しているため、平成13年3月31日以前に受益者負担金を賦課した受益者に加入分担金賦課を選択させることは本来できないことである。どうしてもそれが必要であるならば、経過措置として条例附則に規定するべきであったと思われる。結果として、7名が加入金制度へ賦課替えをして還付を希望、2名が加入金制度へ賦課替えをするが還付金は未納の受益者負担金へ充当、2名が還付をせずに受益者負担金の賦課地のままとした。しかしながら今回の調査で、賦課替えされた土地が受益者負担金システムの土地台帳上で確認ができないため、残された書類に基づき土地台帳への登録が必要である。

加入分担金への賦課替えについては、白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例の一部が改正された平成13年以降、条例第11条第3項の該当者に対して、加入分担金への賦課替えを希望するか、未納分の受益者負担金を納付するかを選択させるために「賦課替え申告書」を通知している。「賦課替え申告書」には、「納入、納入誓約をいただけない場合は賦課替えをする」旨の記載をしている。

一方、条例第6条第1項の該当者には「加入分担金に替える申請書」が送られた。条例第11条第3項は、「加入金規則に賦課替えをすることができるものとする。」という裁量規定であるために、受益者に選択をさせることは意義のあることであるが、条例第6条第1項ただし書きでは、「加入金規則により賦課をするものとする。」という義務規定であるため、本来、受益者が賦課替えを申請するといった行為が伴わないものであるし、加入金規則においても申請行為については何ら規定されていない。なぜこのような方法が取られたかということだが、考えられるとすれば、条例第6条ただし書きにより将来加入金規則で賦課をされる土地に、既に建設計画等があり加入金規則によって分担金を支払うよりも、受益者負担金を支払った方が支払額が軽減されることから、将来加入分担金で賦課をすることを確認するために申請書といった形で書面を提出させていたと推察される。

現在、加入分担金賦課地は566筆、うち条例第6条1項に該当する土地は282筆、本人から「加入分担金に替える申請書」が提出されている土地については、平成17年度及び18年度分で82筆、平成16年度以前の申告書については見当たらない。なお内訳については社会体育施設用地が2筆、地目が山林の土地が80筆である。また、条例第11条第3項に該当する土地は284筆で「賦課替え申告書」は見当たらない。なお、この566筆というのは、受益者負担金システムに登録されている地番の個数であり、実際に賦課替えをした地番（土地）の総数ではな

---

いことがわかっている。これは賦課替え地を受益者負担金システムに登録する際に、一団の土地という考え方で代表地番だけを入力している場合があるためである。さらに面積にあつては、賦課替えした土地の登記簿面積の積み上げではないこともわかっている。これは、加入分担金の金額を算定するうえで、既に支払い済みの受益者負担金がある場合には、900円で面積換算をするという規定になっていることから、実際の土地の面積から、既に支払われた受益者負担金の額を900円で除した数値を差し引いて得た数字を賦課替え地の面積として登録しているためである。これらのことが、加入分担金賦課地の管理をより複雑にしており、実際にどの地番が賦課替えになっているのかが直ちにわからない状況となっている。これを解決するためには、当初の受益者負担金賦課台帳と現在の賦課台帳を見比べて、どの地番がなくなっているか、既に支払った受益者負担金があったかについて、受益者一人ずつ確認する作業が必要となる。その上で改めて台帳を整備していかなければならない。次に加入分担金への賦課替えに特例を設けたケースとして、平成14年度から始まったエコーランド区内の下水道敷設工事施工にあたり、道路部分の土地を所有している村外在住者から工事の承諾が得られないために「受益者負担金制度の特例についての申請書」を送付している。この申請書は特例措置ということで、供用開始後5年（条例では3年）以内の納付は受益者負担金条例により㎡900円、5年（条例では3年）を過ぎた後に下水道に加入する場合は加入分担金徴収規則により㎡1,350円のどちらかを選択させる申請書で、一部の方から申請を受けている。さらに平成16年度の賦課が始まる前に再度通知し、役場において相談会も行っている。本来、受益者負担金として賦課をして3年間未納であった場合に加入分担金へと賦課を替える規定となっているが、当初から加入分担金に賦課を替えることを選択させたものである。

最後に加入分担金の賦課徴収状況であるが、加入分担金として平成24年度までに賦課・徴収したものは8件ある。その内、受益者負担金の単価である900円で賦課したものが、平成20年度賦課に2件、21年度賦課に1件、22年度賦課に1件、23年度賦課に1件、このうち3件が一括納付で2件は分割納付であった。これらは、賦課替えされた後に所有者が変更になったものである。一方、正規に加入分担金の単価である1,350円で賦課されているものは、平成16年度賦課に1件（決算書上は加入分担金として計上されていない。）、21年度に1件（決算書上加入分担金として計上されている。）、23年度に1件となっており、2件は一括納付されたが1件は誓約書により分割納付を許可している。また8件のうち、前納報奨金が交付されたものが1件、減免されたものが4件あった。本来、1,350円の単価で賦課をしなければならない土地に対して、900円の単価で賦課をしていたケースについては、この原因として次のことが考えられる。①賦課替え地としての認識がなく受益者負担金の単価を用いた。②賦課替え地としての認識はあったが受益者負担金の単価を用いざるを得なかった。②については、当初の受益者と賦課替えされた土地の所有者が同一人の場合は、加入分担金の単価である1,350円について納得していただけたが、一般売買や競売により当初受益者ではない方が土地の所有者になった場合、この1,350円という単価は寝耳に水であり納得していただけたことが考えられる。現在においても、排水施設新設の届け出や相談があった際に、賦課替え地の所有者が変更になっている場合は担当者がとても苦慮しており、徴収不能と判断した場合には、何の支払いも請求することができない状況になっている。

以上のことからこの加入分担金賦課については、まだまだ不明な点もあり、今後これを継続

## 第2 検証結果と改善の方向

して運用していくにせよ、規則の見直しを図るにせよ、現在抱えている賦課替えとされた土地を早急に洗い出し確定させる必要がある。また、排水区域内ではあるが受益者負担金の賦課区域としていない土地（条例第6条第1項ただし書き）と排水区域内であり受益者負担金の賦課区域とした土地（条例第11条第3項）を同様の基準で賦課してよいのか、時効消滅した受益者負担金が1億円にも上っているのに3年間未納で賦課替えをした土地に1.5倍の賦課をすることに理解が得られるかなど、この制度には多くの問題点をはらんでおり、制度の見直しについて検討を要するものと思われる。

### ■加入分担金への賦課替地

条例第6条1項に該当	282筆	197,100.02㎡
条例第11条3項に該当	284筆	111,220.27㎡
合計	566筆	308,320.29㎡

### ■上記の内、加入分担金賦課をしたもの

900円で賦課	
平成20年度	2件
平成21年度	1件
平成22年度	1件
平成23年度	1件

1,350円で賦課	
平成16年度	1件
平成21年度	1件
平成23年度	1件

### ■加入分担金制度の施行にあたり考慮した受益者

内 容		対象者 (名)	対象面積 (㎡)	還付・充当額 (円)
加入分担金 に賦課替え	還付	7	9,537.75	7,281,000
	充当	2	1,930.00	1,570,300
受益者負担金のまま収納		2	1,080.91	(未還付)
合計		11	12,548.66	8,851,300

## 再発防止のための改善策

### ①受益者の異動申告

- i. 加入分担金に賦課替えされた土地の所有者に対して、所有権等に異動が生じる場合は「受益者異動申告書」の提出が必要である旨の周知を図る。
- ii. 上記 i とともに、自分が所有する受益地が賦課替えされていることを再認識してもらうための措置を講じる。

### ②加入分担金賦課地の管理

- i. 受益者負担金システムにおいて、加入分担金賦課替台帳を適正に管理する。
- ii. 加入分担金賦課替地における一筆調査の結果を下水道情報システム（下水道台帳）に反映するための検討を行う。
- iii. 建築確認申請の審査時において、必ず賦課の状況確認を行うとともに、場合によっては現地確認を行う。

### ③加入分担金賦課の整理

- i. 条例第6条（山林形状を有する山林・原野、1,000 m<sup>2</sup>以上の社会体育施設用地）により今後加入分担金として賦課される区域は排水区域から外し、下水道接続時は区域外流入分担金として賦課することにより受益者異動時の障害と所有者の負担軽減を図ることを検討する。

## 第3 再発防止に向けた組織づくり

公共下水道事業受益者負担金問題では、多額の未収金に端を発して関連する事務を検証した結果、様々なところに事務処理の不手際やミスが存在したことが明らかになった。村政への信頼喪失や村への損害につながるヒューマンエラーによるリスクが、日常的に行われる業務の中にも潜んでいることを役場職員は認識しなければならない。

担当者等が事務を取り扱う上での再発防止のための改善策は「第2」に記載したので、ここでは『組織』として、再発防止に向けた組織力アップを目指す取組方針について、具体的な方策を示す。なお、ここに示した取組は、上下水道課だけではなく全庁的な取組として日々の業務において活用していくべきものである。

### 1 重点施策の執行におけるシステム構築

#### (1) 上下水道課運営方針の策定

- ① 施策と財政と人事が連動した政策形成を図るため、課長は、毎年上下水道課運営方針を策定し白馬村ホームページで公表する。(運営方針には、重点的に取り組む分野の施策、経営資源(職員数や予算規模)、業務スケジュール等を掲載)
- ② 運営方針を作成することが仕事ではなく、上下水道課の課題や目標を課員が共有化し、課長を中心に職員が一丸となって取り組むための指針とする。

#### (2) 施策の進行管理

- ① 上下水道課各係長は、年間業務スケジュールを作成し、その進行を管理する。
- ② 作成された年間業務スケジュールは、課長において施策の進捗状況を把握し、その進行を管理する。
- ③ 課長は、理事者に対して年度の中間に重点施策の進捗状況を報告し、進捗が遅れている施策については、課題とその対応策等について協議する。
- ④ 他の課との連携が必要な施策は、課長会議において情報の共有化を図り、課題やその対策について協議する。

## 2 住民理解の推進

### (1) 住民意識や要望の的確な把握

- ① 課長は、白馬村が実施する公聴の仕組みを整理して、上下水道課に寄せられた村民要望や意見・提案等を随時取りまとめて一元管理する。
- ② ①で取りまとめた電話、メール、窓口満足度アンケート調査等により寄せられた「村民の声」に対する回答を白馬村ホームページで公表するとともに、Web21グループウェアで職員に周知する。これにより村民と行政が情報を共有する。
- ③ 課職員は、適時に現場に出向いて直接多くの村民と接して対話する機会を作り、現場の動向を把握するよう努める。

### (2) 積極的な情報開示

- ① 村民への情報発信は、行政の中身を正確に知っていただくための機会と捉え、積極的に行うよう努める。
- ② 村民からの問い合わせが多い情報や行政運営の透明性を高めるための情報は、村民の関心が高い情報であることから積極的に開示する。

## 3 人材育成と能力開発

### (1) 人材育成の推進

- ① 課長は、職務遂行に最適な人材を育成するために、課員一人ひとりの自己実現とチャレンジ精神の高揚を図るための支援をする。
- ② 課長は、自らの資質向上と課員の「仕事に取り組む姿勢」や「業務習得」の意識付けに努め、少ない職員でも課全体として力を発揮できるような仕組みを構築する。
- ③ 職員による自主的な能力向上を推奨し、自己研磨を支援するための仕組みづくりや取組を検討する。

### (2) 職員研修の充実・強化

- ① 職員が業務上必要な知識を着実に身に付け、業務遂行能力を高めるため、各種専門研修の受講を一層推進する。
- ② 研修受講後、その成果を業務に生かすとともに課内で共有し、上下水道課全体の底上げにつなげていけるような習慣付けをする。

## 4 コンプライアンスの推進

### (1) コンプライアンスの実践

- ① コンプライアンスを職員一人ひとりの共通認識として浸透を図る。
- ② 課長は、法令遵守や倫理意識を確保するためのOJTの指導者の役割を担う。
- ③ 事務処理決裁は、白馬村事務処理規則を遵守するとともに、他の課へ影響する事案及び協議が必要な事案であるか判断し、所要の措置を取る。

### (2) 事務引継の見直し

- ① 従来事務引継は引継者任せであったが、引継ぐ内容を明確に示すとともに、異動者間だけでなく、他の職員も含めて事務引継を行い情報の共有化を図る。
- ② 事務引継書には、必ずその事務の根拠法令と正確な法令解釈を記載する。

## 5 庁内議論のすすめ

### (1) 課会（課内ミーティング）の徹底

- ① 課会を定例化して、課内のコミュニケーション向上と目標や情報の共有化を図り、チームとして仕事に取り組む体制を構築する。
- ② 日常の業務連絡だけでなく、職員同士が対等な立場で議論し職員間の意思疎通が図られ、上司に相談・協力し合える職場環境をつくる。
- ③ オフサイトミーティングを開き、課員同士のコミュニケーションを広げるとともに、各担当者の課題や状況を相互に理解し合い、さらには課員全体の仲間意識、信頼関係を強化する。

### (2) ケース・スタディの推進

- ① 課内や現場で発生した問題やトラブル、普段の執務の中で気付いたことを取り上げて議論することにより、職員の能力向上が図られ、課員全員が積極的な対応ができるようになり、上下水道課全体で問題解決に向かう体制を構築する。
- ② 問題解決に向けた議論の場をつくり、課員全員で考え、改善するというスタイルを構築する。

### (3) 課長会議の充実

- ① 課長は、上下水道課が抱える課題や問題点を整理し、村政の方針や重要施策等に関する最高意思決定のための機関とされる課長会議へ報告・協議する。
- ② 課長会議は、情報の共有化、課の横断的な行政課題に迅速に対応する。
- ③ 課員相互の「情報の共有化」を図るため、課長会議や課題検討会議の結果や資料をグループウェアに掲載し、課員が閲覧できて行政全体の動きを把握できるようにする。

# 個別調査報告書

# 下水道受益者負担金 欠損額調査

## 調査報告書

平成25年5月



白馬村 上下水道課

## 1. 調査目的

平成 23 年度末までに消滅時効が成立した下水道受益者負担金は、平成 6 年度から平成 18 年度までに納期限を迎えたもので、平成 24 年 6 月 28 日に作成した「白馬村公共下水道受益者負担金問題調査報告書」の中で「公共下水道受益者負担金 年度別滞納額等一覧表」として報告された。この時点で時効額は総額 99,779,526 円とされ、以降この数字を欠損額としている。

そもそも、この 99,779,526 円の根拠は、受益者負担金システム e-CLEAR ver. 5.11（三谷コンピュータ株）から、平成 24 年 6 月 6 日に未納者リストとしてデータ出力されたもので、受益者、賦課年度、納付年度、納付期、未納額などの内訳も残っている。

しかしながら、平成 24 年 6 月 6 日以降に何らかの理由により調定及び収入金等の更生などがあった場合はこの数字が動くことになる。

そこで本調査では、99,779,526 円の根拠となった 6 月 6 日時点の未納者リストに異動処理が施された内容をすべて洗い出すとともに、平成 24 年度中に行われた不納欠損処理を 1 件ずつ確認し、双方が整合することにより、正しい欠損額を求めた。

## 2. 調査方法

### （1）不納欠損処理の精査

平成 24 年度中に決裁を受けた不納欠損処理が正しく行われているか 1 件ずつ確認する。また、システム上の欠損処理が正しく行われているかについても確認する。

### （2）受益者負担金システムの調査

上記調査が終了したところで、平成 24 年 6 月 6 日にシステムから出力した未納者リストと、上記の処理済みリストを比較し、6 月 6 日以降どのような経緯で欠損額が動いてきているのか確認する。

## 3. 調査結果

平成 24 年度中に処理した不納欠損は、105,140,826 円であった。そのうち消滅時効による不納欠損は 105,049,826 円、所在不明による不納欠損が 91,000 円であった。

また、消滅時効による不納欠損のうち、平成 18 年度までに納期を迎えたものは 99,229,226 円、平成 19 年度 1 期分から 3 期分までが 5,820,600 円であった。

## 平成24年度 下水道受益者負担金不納欠損

起案日	文書番号	金 額	事 由
H25.2.5	80	91,000円	所在不明
H25.3.15	210	104,310,826円	消滅時効
H25.3.15	211	31,900円	消滅時効
H25.3.29	236	707,100円	消滅時効
計		105,140,826円	

### 事由別

消滅時効	105,049,826円
所在不明	91,000円
計	105,140,826円

## 納付年度別欠損額（消滅時効分）

（単位：円）

納付年度	欠損金額	備 考
平成 6 年 度	429,700	
平成 7 年 度	851,800	
平成 8 年 度	1,270,900	
平成 9 年 度	2,782,000	
平成 10 年 度	4,826,600	
平成 11 年 度	8,820,326	
平成 12 年 度	10,355,800	
平成 13 年 度	10,177,700	
平成 14 年 度	8,520,100	
平成 15 年 度	10,343,400	
平成 16 年 度	11,622,800	
平成 17 年 度	14,157,000	
平成 18 年 度	15,071,100	
平成 19 年 度	5,820,600	
	105,049,826	

## 納付年度別欠損額（所在不明）

（単位：円）

納付年度	欠損金額	備 考
平成 19 年 度	18,200	
平成 20 年 度	72,800	
	91,000	

## 公共下水道事業受益者負担金 年度別欠損金額

(単位:円)

納付年度	1期	2期	3期	4期	合 計
H 6	107,800	107,300	107,300	107,300	429,700
H 7	211,800	221,200	209,400	209,400	851,800
H 8	310,600	320,100	320,100	320,100	1,270,900
H 9	515,700	594,600	782,600	889,100	2,782,000
H10	1,213,200	1,233,200	1,214,600	1,165,600	4,826,600
H11	1,934,100	2,287,926	2,358,100	2,240,200	8,820,326
H12	2,405,600	2,560,500	2,758,400	2,631,300	10,355,800
H13	2,491,900	2,595,300	2,469,300	2,621,200	10,177,700
H14	2,059,900	2,049,700	2,252,000	2,158,500	8,520,100
H15	2,313,300	2,680,200	2,682,500	2,667,400	10,343,400
H16	2,756,700	2,916,400	3,021,400	2,928,300	11,622,800
H17	3,391,000	3,559,700	3,606,300	3,600,000	14,157,000
H18	3,941,400	3,858,100	3,692,000	3,579,600	15,071,100
H19	1,777,700	1,913,100	2,129,800	18,200	5,838,800
H20	18,200	18,200	18,200	18,200	72,800
合 計	25,448,900	26,915,526	27,622,000	25,154,400	105,140,826

## 欠損額における公表値と確定値の比較

(単位：円)

納付年度	既公表数値	確定値 (調査後)	差 額
平成 6 年度	429,700	429,700	0
平成 7 年度	851,800	851,800	0
平成 8 年度	1,270,900	1,270,900	0
平成 9 年度	2,782,000	2,782,000	0
平成 10 年度	4,826,600	4,826,600	0
平成 11 年度	8,807,426	8,820,326	12,900
平成 12 年度	10,355,800	10,355,800	0
平成 13 年度	10,061,700	10,177,700	116,000
平成 14 年度	8,520,100	8,520,100	0
平成 15 年度	10,525,100	10,343,400	▲ 181,700
平成 16 年度	11,816,400	11,622,800	▲ 193,600
平成 17 年度	14,310,200	14,157,000	▲ 153,200
平成 18 年度	15,221,800	15,071,100	▲ 150,700
	99,779,526	99,229,226	▲ 550,300

# 決算数値誤差調査結果

(調定額と収入額の確認)

平成19年度～平成23年度

上下水道課

## 1. 調査目的

今回の未収金問題で受益者負担金決算数値を表にしたところ、平成21年より、滞納繰越分調定について前年度未収金と数値の違いがみられた。平成24年9月の決算特別委員会の折、決算書の平成23年度の受益者負担金調定が誤っていることを説明し、再度調査することとした。

## 2. 調査方法

- (1) 三谷コンピュータ上の調定は現在最新の調定になっているため、当時の帳票で残っている「滞納繰越一覧表」で年度末の現年分・滞納繰越分の未収金を確定した。ただし、平成19年度、20年度については帳票が無かった。
- (2) 「滞納繰越一覧表」による、平成18年度末の未収金は決算書と一致しているため、平成19年度からの調査とした。
- (3) 未収金の数値をもとに各年度の調定、収入金の調査。

【参考とした帳票】 ・納付書発行一覧表 ・口座振替通知書発行一覧表 ・年度別収納状況表 ・更正履歴表  
・収納整理簿 ・OCR収納一覧表 ・財務会計収入伝票

- (4) 三谷コンピュータ上での各年度の数値を確定。  
別紙①

- (5) 収入金については財務会計上では出納閉鎖期間に調整があったため、三谷コンピュータでの収入を財務会計にあわせた。  
別紙③

## 3. 調査結果

### 調定

平成19年度から23年度の当初調定漏れ（更正含む）	14,339,000円
平成19年度から23年度の滞納繰越分の調定更正漏れ	▲896,600円
平成20年度からの賦課替え等による調定減額	▲9,904,100円

## 収入金

収入金については各年度間、現年・過年で違いがあったが最終的には、

報償金の振替不足2件	113,200円	
収入科目誤りによる不足	75,600円	計188,800円の不足

報償金の振替不足については平成24年度に振替をした。

また、三谷コンピュータと財務会計との差40円については、20円は未納分に充当した。

今回の調査での調定変更分について平成24年度で処理し、その他の不納欠損等と合わせ平成24年度の滞納繰越分未納額を別紙のとおりとした。

平成24年度 受益者負担金滞納繰越調定

決算書当初調定	141,645,126
決算書修正調定後	131,098,586
未調定・過去現年分	14,339,000
未調定・過去滞納繰越分	-896,600
賦課替え等	-9,904,100
誤賦課による調定減額	-421,700
不納欠損	-105,140,826
H24最終調定額	29,074,360

H24滞納繰越分収入済額	9,727,500	…(9,614,300 + 113,200)
--------------	-----------	------------------------

H24滞納繰越分最終未納額	19,346,860	
三谷PCのH25.3.31未納金額	19,271,280	
差	75,580	… 未振替 75,600 + 過納分 ▲20

H25滞繰分当初調定額	19,271,280
-------------	------------

受益者負担金 新決算数値(H6～H23年度)

2013年 3月 7日 作成

※PCIに合わせた数字

	現年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度計	6～23年度合計	現年度調定合計	賦課替え	更正変更分計	H23不納欠損額	賦課替え等	総計
	現年度調定	滞納繰越分	合 計	現年度調定	滞納繰越分	合 計	現年度調定	滞納繰越分	合 計	現年度調定	滞納繰越分	合 計	現年度調定	滞納繰越分	合 計
	75,700,700	52,291,700	127,992,400	39,835,000	17,381,800	57,216,800	14,921,900	8,591,500	23,513,400	17,060,381,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	114,156,556	3,627,600	117,784,156	133,815,056	2,984,400	136,799,456	156,835,556	2,656,300	159,491,856	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	189,857,256	55,919,300	245,776,556	173,650,056	20,366,200	194,016,256	171,757,456	11,247,800	183,005,256	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	39,835,000	17,381,800	57,216,800	26,874,900	11,542,500	38,417,400	14,921,900	8,591,500	23,513,400	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	133,815,056	2,984,400	136,799,456	173,650,056	20,366,200	194,016,256	156,835,556	2,656,300	159,491,856	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	26,874,900	11,542,500	38,417,400	26,874,900	11,542,500	38,417,400	14,921,900	8,591,500	23,513,400	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	146,060,556	4,557,400	150,617,956	146,060,556	4,557,400	150,617,956	172,935,456	16,099,900	189,035,356	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	172,935,456	16,099,900	189,035,356	172,935,456	16,099,900	189,035,356	14,921,900	8,591,500	23,513,400	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	14,921,900	8,591,500	23,513,400	14,921,900	8,591,500	23,513,400	14,921,900	8,591,500	23,513,400	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	156,835,556	2,656,300	159,491,856	156,835,556	2,656,300	159,491,856	156,835,556	2,656,300	159,491,856	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	171,757,456	11,247,800	183,005,256	171,757,456	11,247,800	183,005,256	171,757,456	11,247,800	183,005,256	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	13,856,700	11,960,300	25,817,000	13,856,700	11,960,300	25,817,000	13,856,700	11,960,300	25,817,000	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	160,509,656	2,543,900	163,053,556	160,509,656	2,543,900	163,053,556	160,509,656	2,543,900	163,053,556	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	174,366,356	14,504,200	188,870,556	174,366,356	14,504,200	188,870,556	174,366,356	14,504,200	188,870,556	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	6,618,500	6,510,500	13,129,000	6,618,500	6,510,500	13,129,000	6,618,500	6,510,500	13,129,000	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	159,656,256	5,480,030	165,136,286	159,656,256	5,480,030	165,136,286	159,656,256	5,480,030	165,136,286	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204	
	166,274,756	11,990,530	178,265,286	166,274,756	11,990,530	178,265,286	166,274,756	11,990,530	178,265,286	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	102,107,000		102,107,000	102,107,000		102,107,000	102,107,000		102,107,000	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	1,706,038,180	134,448,126	1,840,486,306	1,706,038,180	134,448,126	1,840,486,306	1,706,038,180	134,448,126	1,840,486,306	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	▲ 63,298,150		▲ 63,298,150	▲ 63,298,150		▲ 63,298,150	▲ 63,298,150		▲ 63,298,150	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	△ 896,600		△ 896,600	△ 896,600		△ 896,600	△ 896,600		△ 896,600	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	▲ 9,932,000		▲ 9,932,000	▲ 9,932,000		▲ 9,932,000	▲ 9,932,000		▲ 9,932,000	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	△ 9,904,100		△ 9,904,100	△ 9,904,100		△ 9,904,100	△ 9,904,100		△ 9,904,100	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204
	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,622,007,330	1,487,559,204	3,109,566,534	1,706,038,180	▲ 63,298,150	△ 896,600	▲ 9,932,000	△ 9,904,100	1,487,559,204

←決算数値

※ □ は滞納繰越一覧表からの数値

△ 122,900 調定更正分

▲ 4,995,700 賦課替え

▲ 1,659,800 地目変更

△ 567,800 調定更正分

滞納繰越処理日  
H23.6.17

△ 205,900 調定更正分

※伝票との差:40円

# 受益者負担金 決算数値とPC数値(H6～H23年度)

2013年 3月 7日 作成

## ●決算数値(公表用)

	調定	収入	未収金
18年度	現年度調定 75,700,700	52,291,700	23,409,000
	滞納繰越分 114,156,556	3,627,600	110,528,956
	合 計 189,857,256	55,919,300	133,937,956
19年度	現年度調定 35,709,700	17,381,840	18,327,860
	滞納繰越分 133,937,956	2,984,400	130,953,556
	合 計 169,647,656	20,366,240	149,281,416
20年度	現年度調定 22,576,400	11,433,100	11,143,300
	滞納繰越分 142,625,916	3,320,300	139,305,616
	合 計 165,202,316	14,753,400	150,448,916
21年度	現年度調定 10,305,600	8,270,600	2,035,000
	滞納繰越分 150,448,916	2,520,800	147,928,116
	合 計 160,754,516	10,791,400	149,963,116
22年度	現年度調定 12,665,800	12,058,500	607,300
	滞納繰越分 149,963,116	3,888,600	146,074,516
	合 計 162,628,916	15,947,100	146,681,816
23年度	現年度調定 6,510,500	6,510,500	0
	滞納繰越分 146,681,816	5,651,230	141,030,586
	合 計 153,192,316	12,161,730	141,030,586
19～23年度 計	87,768,000		
6～23年度 合計	1,618,469,030	1,487,370,444	131,098,586
現年度調定合計	1,691,699,180		
賦課替え	▲ 63,298,150		
H23 不納欠損額	▲ 9,932,000		
総 合 計	1,618,469,030	1,487,370,444	131,098,586

←決算数値→

## ●PC数値

	調定	収入	未収金
18年度	現年度調定 75,700,700	52,291,700	23,409,000
	滞納繰越分 114,156,556	3,627,600	110,528,956
	合 計 189,857,256	55,919,300	133,937,956
19年度	現年度調定 39,835,000	17,381,800	22,453,200
	滞納繰越分 133,815,056	2,984,400	130,830,656
	合 計 173,650,056	20,366,200	153,283,856
20年度	現年度調定 26,874,900	11,542,500	15,332,400
	滞納繰越分 146,060,556	4,557,400	141,503,156
	合 計 172,935,456	16,099,900	156,835,556
21年度	現年度調定 14,921,900	8,591,500	6,330,400
	滞納繰越分 156,835,556	2,656,300	154,179,256
	合 計 171,757,456	11,247,800	160,509,656
22年度	現年度調定 13,856,700	11,960,300	1,896,400
	滞納繰越分 160,509,656	2,543,900	157,965,756
	合 計 174,366,356	14,504,200	159,862,156
23年度	現年度調定 6,618,500	6,510,500	108,000
	滞納繰越分 159,656,256	5,480,030	154,176,226
	合 計 156,342,756	11,990,530	154,284,226
19～23年度 計	102,107,000		
6～23年度 合計	1,622,007,330	1,487,559,204	134,448,126
現年度調定合計	1,706,038,180		
賦課替え	▲ 63,298,150	PC差 伝票差	188,760 188,800 △40
更正変更分計	△ 896,600		
H23 不納欠損額	▲ 9,932,000		
賦課替え等	△ 9,904,100		
総 合 計	1,622,007,330	1,487,559,204	134,448,126

受益者負担金 新決算数値(H6～H23年度)

2013年 3月 7日 作成

※伝票に合わせた数字

	現年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度	6～23年度	現年度	賦課	更正	H23	賦課	総
	現年度	滞納	滞納	滞納	滞納	滞納	滞納	現年度	滞納	滞納	滞納	滞納	滞納	滞納	滞納
	調定	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	調定	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分	繰越分
	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入	未収入
	75,700,700	52,291,700	23,409,000												
	114,156,556	3,627,600	110,528,956												
	189,857,256	55,919,300	133,937,956												
	39,835,000	17,381,840	22,453,160												
	133,815,056	2,984,400	130,830,656												
	173,650,056	20,366,240	153,283,816												
	26,874,900	11,542,500	15,332,400												
	146,060,516	3,395,900	142,664,616												
	172,935,416	14,938,400	157,997,016												
	14,921,900	8,270,600	6,651,300												
	157,997,016	2,520,800	155,476,216												
	172,918,916	10,791,400	162,127,516												
	13,856,700	11,960,300	1,896,400												
	162,127,516	3,990,600	158,136,916												
	175,984,216	15,950,900	160,033,316												
	6,618,500	6,510,500	108,000												
	159,827,416	5,651,230	154,176,186												
	166,445,916	12,161,730	154,284,186												
	102,107,000														
	1,622,007,330	1,487,559,244	134,448,086												
	1,706,038,180														
	▲ 63,298,150														
	△ 896,600														
	▲ 9,932,000														
	△ 9,904,100														
	1,622,007,330	1,487,559,244	134,448,086												

←決算数値

△ 122,900 調定更正分

▲ 4,995,700 賦課替え

▲ 1,659,800 地目変更

△ 567,800 調定更正分

△ 205,900 調定更正分

受益者負担金 決算数値と伝票数値(H6～H23年度)

2013年 3月 7日 作成

●決算数値(公表用)

	調定	収入	未収金
18年度	現年度調定	52,291,700	23,409,000
	滞納繰越分	3,627,600	110,528,956
	合計	55,919,300	133,937,956
19年度	現年度調定	17,381,840	18,327,860
	滞納繰越分	2,984,400	130,953,556
	合計	20,366,240	149,281,416
20年度	現年度調定	11,433,100	11,143,300
	滞納繰越分	3,320,300	139,305,616
	合計	14,753,400	150,448,916
21年度	現年度調定	8,270,600	2,035,000
	滞納繰越分	2,520,800	147,928,116
	合計	10,791,400	149,963,116
22年度	現年度調定	12,058,500	607,300
	滞納繰越分	3,888,600	146,074,516
	合計	15,947,100	146,681,816
23年度	現年度調定	6,510,500	0
	滞納繰越分	5,651,230	141,030,586
	合計	12,161,730	141,030,586
19～23年度	合計	87,768,000	
6～23年度	合計	1,487,370,444	131,098,586

←決算数値→

●伝票数値

	調定	収入	未収金
18年度	現年度調定	52,291,700	23,409,000
	滞納繰越分	3,627,600	110,528,956
	合計	55,919,300	133,937,956
19年度	現年度調定	17,381,840	22,453,160
	滞納繰越分	2,984,400	130,830,656
	合計	20,366,240	153,283,816
20年度	現年度調定	11,542,500	15,332,400
	滞納繰越分	3,395,900	142,664,616
	合計	14,938,400	157,997,016
21年度	現年度調定	8,270,600	6,651,300
	滞納繰越分	2,520,800	155,476,216
	合計	10,791,400	162,127,516
22年度	現年度調定	11,960,300	1,896,400
	滞納繰越分	3,990,600	158,136,916
	合計	15,950,900	160,033,316
23年度	現年度調定	6,510,500	108,000
	滞納繰越分	5,651,230	154,176,186
	合計	12,161,730	154,284,186
19～23年度	合計	102,107,000	
6～23年度	合計	1,487,559,244	134,448,086

差 188,800  
 報償金振替不足 113,200(H20年:109,400)  
 (H22年: 3,800)  
 科目誤り 75,600(H20年)

PC上は入金となっている

現年度調定合計	1,706,038,180
賦課替え	▲ 63,298,150
更正変更分計	△ 896,600
H23不納欠損額	▲ 9,932,000
賦課替え等	△ 9,904,100
<b>総計</b>	<b>1,622,007,330</b>

<b>総計</b>	<b>1,487,559,244</b>	<b>134,448,086</b>
-----------	----------------------	--------------------

受益者負担金 新決算数値(H6～H23年度)詳細データ

2013年3月7日 作成

●決算数値と伝票数値との差

	調定			収入		
	現年	詳細	滞納繰越	現年	詳細	滞納繰越
19年度	33,914,600	納付書発行一覧表	▲ 79,300	20	督促手数料分	
	1,795,100	口座振替通知書発行一覧表	▲ 43,600	20	督促手数料分	
	568,300	途中賦課				
	▲ 152,000	調定更正分				
	▲ 3,800	調定更正分				
	3,712,800	全納分				
	39,835,000	計	▲ 122,900	40	計	
20年度	22,576,400	納付書発行一覧表	▲ 307,500	▲ 109,400	報奨金振替不足	▲ 75,600
	908,000	口座振替通知書発行一覧表	▲ 154,500			
	3,221,300	新規賦課	▲ 298,100			
	154,400	調定更正分	192,300			
	14,800	全納分(H17年賦課)				
	26,874,900	計	▲ 567,800	▲ 109,400	計	▲ 75,600
21年度	10,305,600	納付書発行一覧表		▲ 214,800	H22年度滞納繰越分	H22.5.26入金 H21.1期分～H21.4期分
	746,800	口座振替通知書発行一覧表		▲ 42,600	H22年度滞納繰越分	H22.5.24入金 H21.4期分
	3,793,100	新規賦課(13件中10件 全期全納)				
	▲ 97,600	調定更正分				
	▲ 28,800	調定更正分				
	0	全納分				
	202,800	2件 H21.5.20納付分(H17年賦課5年目)		▲ 257,400	計	
	14,921,900	計				
22年度	4,840,000	納付書発行一覧表				214,800
	7,825,800	新規賦課				42,600
	416,800	口座振替通知書発行一覧表		▲ 3,800	報奨金(振替不足)	参考:PC上の差
	774,100	新規賦課		64,400	H22年度滞納繰越分	H23.3.4入金 H19.3期分
	0	調定更正分		37,600	報奨金(H22年度滞納繰越分)	▲ 64,400
	0	全納分		98,200	計	▲ 37,600
	13,856,700	計				▲ 102,000
23年度	961,600	納付書発行一覧表	▲ 205,900			
	▲ 51,200	調定更正分				
	64,800	口座振替通知書発行一覧表				
	5,535,300	新規賦課				
	0	全納分				
	108,000	発行漏れ				
	6,618,500	計	▲ 205,900			0
賦課	9,904,100					▲ 188,800
調定更正分	▲ 896,600					PCとの差 40円

# 消滅時効後に徴収した 下水道受益者負担金

## 調査報告書

平成25年6月



白馬村 上下水道課

---

## 1. 調査目的

本村の下水道受益者負担金においては、平成 19 年度第 3 期分（納期限：平成 19 年 12 月 25 日）以前について、都市計画法第 75 条第 7 項に規定される消滅時効により徴収不能であるため、平成 24 年度において欠損処理をした。

本調査は、この欠損処理との公平性を確保するため、本来消滅時効により徴収不能であるにもかかわらず、下水道受益者負担金として徴収したものについて調査し、還付することを目的とする。

## 2. 調査方法

### （1）受益者負担金システムの調査

本村の下水道受益者負担金は、e-CLEAR ver. 5.11（三谷コンピュータ㈱）において管理していることから、当システムから『収納整理簿（明細表）』をプリントアウトし、時効と収納日の関係を調査する。

### （2）収入票及び納付書の調査

受益者負担金システムに記録されている収納日が間違いないか確認をするため、収入票と収入票に添付されている納付書を調査し（1）の収納整理簿と突合する。

## 3. 基本的な考え方

### （1）消滅時効

都市計画法第 75 条第 7 項では、「負担金及び延滞金を徴収する権利は、5 年間行なわないときは、時効により消滅する。」とし、地方自治法第 236 条第 1 項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」としており、都市計画法に規定する受益者負担金または地方自治法に規定する加入分担金は（同法第 236 条第 1 項の規定が適用になる債権と考える。）いずれも時効は 5 年で成立することを規定している。

### （2）消滅時効の起算日

消滅時効は、民法第 166 条第 1 項において、「権利を行使することができるときから進行する。」とされており、すなわち、あらかじめ納期限を定めている場合には納期限がきたときと解する。

一方、地方税法第 18 条第 1 項では、「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。」と規定しており、法定納期限の翌日が起算日であるとしている。

### （3）時効の中断

時効の中断について、普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権に係る消滅時効の中断、停止等について、適用すべき法律がないときは民法の規定が準用される。また、時効の中

断とは、「一定の事実状態が継続している場合に、それと相容れない内容の事実が発生したことにより、時効の進行が阻止され、すでに進行した時効の期間の効力は消滅することをいう。民法では消滅時効の中断として、①請求、②差押・仮差押・仮処分、③承認の3種類を定め、特に、債務者が債務の一部弁済や分割納付の誓約書などを行った場合は『承認』に該当する。また、地方自治法特有な時効の中断事由として、『納入の通知』及び『督促』には、絶対的な時効中断の効力が認められている。

#### (4) 本村における消滅時効の起算日と時効の中断

##### ①消滅時効の起算日

本村の下水道受益者負担金の時効の起算日は、各納付期の納期限としている。

##### ②時効の中断

徴収権の消滅時効のうち、「督促」と「承認」については、本村においても該当になるものである。「督促」は、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までの期間とされており、「承認」は、一部納付や納付誓約があったときとされている。時効を中断すると、その事由が終了した日の翌日から改めて5年間の消滅時効が進行することになる。

しかしながら今回の調査では、督促状が発送された形跡は確かにあるが、督促状の発送自体に決裁行為はなく、また受益者負担金システムに発行された記録は残っていても、それをいつ発送したのか、本当に発送しているのかが不明であった。このことから、督促状の発送に関する時効の中断は考慮しないこととした。

各納付期の納期限と消滅時効の日

年 度	区 分	1 期	2 期	3 期	4 期
6 年度	納付期限	H6. 6. 30	H6. 9. 25	H6. 12. 25	H7. 3. 20
	消滅時効	H11. 6. 30	H11. 9. 25	H11. 12. 25	H12. 3. 20
7 年度	納付期限	H7. 6. 30	H7. 9. 25	H7. 12. 25	H8. 3. 20
	消滅時効	H12. 6. 30	H12. 9. 25	H12. 12. 25	H13. 3. 20
8 年度	納付期限	H8. 6. 30	H8. 9. 25	H8. 12. 25	H9. 3. 21
	消滅時効	H13. 6. 30	H13. 9. 25	H13. 12. 25	H14. 3. 21
9 年度	納付期限	H9. 6. 25	H9. 9. 25	H9. 12. 25	H10. 3. 20
	消滅時効	H14. 6. 25	H14. 9. 25	H14. 12. 25	H15. 3. 20
10 年度	納付期限	H10. 6. 25	H10. 9. 25	H10. 12. 25	H11. 3. 23
	消滅時効	H15. 6. 25	H15. 9. 25	H15. 12. 25	H16. 3. 23
11 年度	納付期限	H11. 6. 30	H11. 9. 25	H11. 12. 27	H12. 3. 21
	消滅時効	H16. 6. 30	H16. 9. 25	H16. 12. 27	H17. 3. 21
12 年度	納付期限	H12. 6. 30	H12. 9. 25	H12. 12. 25	H13. 3. 20
	消滅時効	H17. 6. 30	H17. 9. 25	H17. 12. 25	H18. 3. 20

年 度	区 分	1 期	2 期	3 期	4 期
13 年度	納付期限	H13. 6. 30	H13. 9. 25	H13. 12. 25	H14. 3. 20
	消滅時効	H18. 6. 30	H18. 9. 25	H18. 12. 25	H19. 3. 20
14 年度	納付期限	H14. 7. 2	H14. 9. 25	H14. 12. 25	H15. 3. 20
	消滅時効	H19. 7. 2	H19. 9. 25	H19. 12. 25	H20. 3. 20
15 年度	納付期限	H15. 6. 30	H15. 9. 25	H15. 12. 25	H16. 3. 22
	消滅時効	H20. 6. 30	H20. 9. 25	H20. 12. 25	H21. 3. 22
16 年度	納付期限	H16. 6. 30	H16. 9. 27	H16. 12. 27	H17. 3. 22
	消滅時効	H21. 6. 30	H21. 9. 27	H21. 12. 27	H22. 3. 22
17 年度	納付期限	H17. 6. 30	H17. 9. 26	H17. 12. 26	H18. 3. 20
	消滅時効	H22. 6. 30	H22. 9. 26	H22. 12. 26	H23. 3. 20
18 年度	納付期限	H18. 6. 30	H18. 9. 25	H18. 12. 25	H19. 3. 20
	消滅時効	H23. 6. 30	H23. 9. 25	H23. 12. 25	H24. 3. 20
19 年度	納付期限	H19. 7. 2	H19. 9. 25	H19. 12. 25	H20. 3. 21
	消滅時効	H24. 7. 2	H24. 9. 25	H24. 12. 25	H25. 3. 21
20 年度	納付期限	H20. 6. 30	H20. 9. 25	H20. 12. 25	H21. 3. 23
	消滅時効	H25. 6. 30	H25. 9. 25	H25. 12. 25	H26. 3. 23
21 年度	納付期限	H21. 6. 30	H21. 9. 25	H21. 12. 25	H22. 3. 23
	消滅時効	H26. 6. 30	H26. 9. 25	H26. 12. 25	H27. 3. 23
22 年度	納付期限	H22. 6. 30	H22. 9. 27	H22. 12. 27	H23. 3. 22
	消滅時効	H27. 6. 30	H27. 9. 27	H27. 12. 27	H28. 3. 22
23 年度	納付期限	H23. 6. 30	H23. 9. 26	H23. 12. 26	H24. 3. 21
	消滅時効	H28. 6. 30	H28. 9. 26	H28. 12. 26	H29. 3. 21
24 年度	納付期限	H24. 7. 2	H24. 9. 25	H25. 12. 25	H25. 3. 21
	消滅時効	H29. 7. 2	H29. 9. 25	H29. 12. 25	H30. 3. 21

#### 4. 還付金及び還付加算金

##### (1) 誤徴収金

本村が、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 8 条の規定により、消滅時効を経過して徴収不能であるにもかかわらず、下水道受益者負担金として納付させた金銭は還付することになるが、地方自治法第 236 条第 1 項において、還付金においても 5 年で消滅時効を迎えることが規定されている。本件については平成 24 年度中に調査を開始したものであることから、平成 19 年 4 月 1 日以降に納付された物件を対象とした。

**年度別還付対象金額**

年度	還付対象者数 (人)	還付対象物件 (期)	還付対象金額 (円)
18	5	5	75,100
19	10	49	974,400
20	8	41	1,937,300
21	4	4	91,700
22	11	43	693,200
23	27	83	2,015,730
24	4	6	154,700
計	46 (延べ69)	231	5,942,130

**(2) 還付加算金**

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条の規定により、上記還付金には還付加算金を加算する。還付加算金は、当該誤徴収金の納付があった日の翌日から還付のための支払い決定の日または充当の日までの期間の日数に応じ、その金額に年100分の7.3の割合を乗じて得た額とされる。なお、還付予定日は平成25年6月28日とする。

**還付加算金額**

還付対象者数 (人)	還付加算金合計 (円)
46	1,504,900

**(3) 還付対象者の未納の徴収金について**

白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、還付対象となる受益者に未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当する。

**誤納付者のうち未納がある者**

誤納付者数(人)	還付対象額(円)	未納金額(円)	充当金額(円)	不要なる還付加算金
2	166,800	311,200	166,800	23,800

**5. まとめ**

以上のことから、消滅時効が成立した受益者負担金を徴収したことによって、還付加算金を加算して還付する物件、未納に係る徴収金に充当する物件は次のとおりである。

還付者数	物件数	還付金額	還付加算金	合計
44人	219期	5,775,330円	1,481,100円	7,256,430円

充当者数	物件数	充当金額
2人	12期	166,800円

---

---

**白馬村公共下水道事業  
受益者負担金事務改善報告書**

平成 26 年 3 月

**白馬村上下水道課**

〒399-9393 白馬村大字北城 7025 番地  
TEL (0261) 85-0714 (直通) / FAX (0261) 72-7001  
URL <http://www.vill.hakuba.lg.jp/>  
MAIL [suido@vill.hakuba.lg.jp](mailto:suido@vill.hakuba.lg.jp)

---

---